

幕末における地主制形成の前提

——市場関係の歴史的吟味——

安孫子麟

はし が き

— 問題の提示 —

現在、日本の地主制について様々な類型が考えられているが、本稿で単に地主—小作関係と表現するのは、いわゆる「寄生地主制」である。これは、地主—小作関係の様々な態様にもかかわらず、「寄生地主」を成立せしめた要因が他の類型のなかにも貫徹しており、中世土豪的な系譜や経営の連続性を有しても、また村落支配者として上昇した地主においても、その基因は別個のものではないと考えるからである。逆にいえば大土地所有・他人経営の支配（地代収取）関係一般が「地主制」ではなく、一定の發展段階の上に成立したものに限定することである。この典型が「寄生地主」型であり、他の場合には「生産的共同体の本質」に従って種々の態様をとると考える。従来「寄生地主制の研究が、農業における商品生産の先進的展開を示す地帯に集中していることからわかるとおり、この地主制展開の基底には商品経済・より明確には商品生産の發展があり、これに基く農民層の分解が起点をなしている。地主制の成立はこれらの生産上のブルジョア的發展を前提としたと考えられる。

(一) 江戸時代の地主制の類型について、永原慶二氏は中世土豪的地主制・村方地主制・寄生地主制の三者に整理されたが（後進）自給的農業地帯における村方地主制の展開—史

学雑誌六四の一参照）、この区分は一九五四年度歴研大会でもみられたところであり（大会報告「歴史と現代」大石慎三郎氏の報告及びその討論参照）、市民権を得つつあるが、本稿では地主制一本で考えたい。なお、永原氏の場合には「村方地主制」と「寄生地主制」との間に發展段階の差があるが、これを段階として論ずることはできない。「地主制」はそれ自体「体制」としての一段階を持つと考えるのである。それはちょうどレーニンが「現今の地主経済制度」と「農奴制度の時代に支配していた地主経済」とをこそ、發展段階として区別したことに照応する。

ところでこの階級分解を進行させた要因が、商品生産の發展、すなわち生産手段の一層の私有化と労働過程の一層の個別化とに基く、交換のための生産の發展にあったとしても、これが直接的に近代的兩極分解に至らなかつたのは事実であり、それゆえこの持続する地主制を「封建的分解」の結果とみる立場も生じている。この地主制の持続的存在・兩極分解の緩慢なる進行の基礎として指定されているものは村落共同体的規制である。したがって逆に、商品生産の發展は共同体的規制の弛緩として扱えられる。この弛緩が、村落の分解・農民層の分解にいかなる様相を与えたかが問題となっているのである。しかしこの場合の基本的な問題は、發展し運動しているのは商品生産と農民層の分解であって、規制の弛緩と農民層の分解ではないということである。このことはまた村落構造の把握の仕方にも関連する。共同体的規制の弛緩という

量的展開を、商品生産という生産上の質的展開で切ることによって、幕末—明治期の変革を評価したいのである。従来の共同体に關する研究が、規制の弛緩或いは自立化（—私有化）の展開という観点を欠いているため、著しく停滞論的になり、或る場合には「共同」的な制約自体が、封建的支配との関連なしに「共同体的規制」にすり換えられることさえあった。地主制を論ずる際にかかる混乱を避けるためにも、視角を商品生産におき、そのなかで地主的支配（いわば共同体の分化・再編成）を規定しなければならぬのである。

(二) 地主制に結果する農民層の分解について、ブルジョアの發展（この場合小商品生産）を前提とする立場としないものとがある。前者に藤田五郎氏の業績があり（特に『戦国末期—江戸初期における「農奴解放」の意義—「近世経済史の研究」所収）、これを局地的市場圏から説明される大家久雄氏の「分解そのものの二つの道」がある。大家氏に反論を立てられる吉岡昭彦氏の「二つの段階」説は、ブルジョアの發展を認めないが、この間の両者の論点は、「土地制度史学」（一〇の三）所収の大家氏の報告と岡田興好氏の要約を参照されたい。本稿はそれ自体この問題の解明であるが、前述の如くブルジョアの發展を前提として地主制を把握するのである。

なお大家氏は共同体規制の弛緩を局地的市場圏で測られるが、とくに日本の村落について共同体的規制そのものが前面に押し出される場合が屢々ある。この場合商品生産の

度合が規制の度合で測られて顛倒し、そのまま、ブルジョアの發展が見逃されてくるのである。

本稿は、一方で商品生産の展開を基点におき、他方から地主制的支配の内容を考察することによって、地主制成立のメカニズムを解明しようとした。この両端、基動と所産から、具体的な過程を埋めようとしたのであるが、この点は著しく不十分なものになつてしまった。なお、考察の対象としては、前稿に引き続き山形県村山地方を選んでゐる。

(三) この地方の商品生産の見通しとして、前に「江戸中期における商品流通をめぐる対抗」（東北大学経済学会「経済学」三二号）を発表しているので、本稿との重複を避けた。また地主経営・地主制と村落支配の問題について、調査地は異なるが「明治期における地主経営の展開」（東北大学「農学研究所彙報」六の四）で関連する問題を扱つた。なお、共同体の理解の仕方・その分解過程については、中村吉治教授の指導で行つている「封建的村落共同体の研究」（煙山村調査）のなかで教えられたところが多く、その報告に私見を述べておいた（「煙山村調査報告」は共同研究者達によつて、前掲「経済学」及び「農研彙報」に十篇の論文が発表されている。この第一段階の総括は「村落構造の史的分析」として近刊の予定である）。

〔追記〕註(二)の点については、最近、岡田、吉岡、山田、大家各氏の批判、反批判がある（「歴史学研究」一八九・一九一・一九二号）。

一 商品生産の展開と市場関係

1 村山地方の特徴的性格

山形県村山地方（旧出羽国村山郡）については、既に早く戸谷敏之氏が、いわば後進的な東北区の例として経営の地帯的特質の一端を紹介されているが、その後、古島敏雄氏は、この地方の紅花生産の存在を指摘しつつ、むしろ東北区にあっては商業的農業が顕著に展開した地帯と見做しておられる。本稿でこの地帯を対象とする理由は、後進的な東北区にかかる展開があつたことを指摘する地帯的関心ではなく、地主制成立の典型としてこの地帯の商品生産を選んだことによる。なお、主産物たる紅花生産・流通に関する一般的な事實は、今田信一氏の「最上紅花史料」（日本常民文化研究所刊）に詳しい。

まず、紅花生産をもって特徴づけられる村山地方を、県内の他の地方と比較するために、年代は下るが明治十七年の自小作別の統計を引用する（第一表）。

各郡を大きく紅花、単作、山間の三地帯に区分したが、これは常識的な区分であり、各郡の内部がさらにこれらの地帯を有していることはいうまでもない。紅花地帯とは商業的農業地帯の意味

を表わしたもので、これらの郡の山間部では青芋が商品化している。以下各地方の概略を述べておこう。最も著しい分解を示す村山地方の「国産」としての特産物は、平野部の紅花、山間部の青芋であつて、その他菜種、漆、養蚕、そして幕末に煙草、藍が急

第一表 山形県小作田畑戸数比率（明治一七年）

県	山間地帯			米作地帯			紅花地帯		
	最上郡	東置賜郡	西置賜郡	東田川郡	西田川郡	飽海郡	東村山郡	西村山郡	南村山郡
平均	一八・〇	四四・〇	一四・一	七・九	六・〇	五・〇	一〇・八	一五・七	三三・〇
	六・〇	六・二	六・九	三・七	四・六	三・三	二・七	三・四	三・五
	二六・七	二七・八	二六・九	五・六	四・六	七・一	三・五	三・四	三・五
	七・三	一〇・〇	六・二	一三・七	六・八	〇・六	三・八	四・九	一七・〇
	三・三	四・二	四・二	三・四	三・四	三・四	三・四	三・四	三・四

註 「山形県農地改革史」一九一〇頁。

増している。しかしかかる産物の存在そのものが、地主小作関係の形成を促進したのではないことは、置賜地方の分解の低さをみれば容易にわかることである。この地方は、明治七年の「置賜県一覽表」によつても養蚕・青苧・楮・煙草・藍等の産額にみるべきものがある。それは米沢上杉藩の一貫した勸業政策によるのであるが、その流通をめぐる商品経済の深度、すなわち市場関係の如何により、村山地方と著しい対比をみせるに至つたと考えられる。桑・楮・紅花・青苧・藍は四木三草として村山でも置賜でも奨励されたのであるが、その市場関係が、特産物生産を最も要求したのが誰であるかを明かにすると思われる。この二地方の中間に位する庄内地方は、早くより米作地帯として發展し、明治七年の「酒田県治一覽」によつても穀物以外は菜種が目立つにすぎず、

「酒田県治一覽」によつても穀物以外は菜種が目立つにすぎず、水田化率七九％は村山の五六％を遙かに上廻つて、後の単作地帯の様相を作り始めている。そうして、この本間家は明治初期に既に一千町歩の地主に到達していた。

村山地方の特質をもう一つの指標でみよう。それは農民一揆の検討である。従来の研究から出羽国なかんずく現山形県内の一揆が、著しく多いことは周知の通りであるが、これを県内地方別に整理すれば左の通りである（第二表）。

村山郡では、享保以降明治二年まで（一七一六一—一八六九）に二十九回を数え、一郡中のもものとしては異例に多い。しかもその大部分である二十三回が、不作・物価騰貴を理由とする「暴動打毀不穩」であつて、単に大名代官のみを相手とするのではなく、

第二表 山形県地方別農民一揆件数（享保以降）

地方別	総数		内 訳			
	不作	米価騰貴	重課反対	その他	計	計
村山地方	二九	一四	九	二	四五	四五
置賜地方	三	一	一	〇	五	八
最上地方	一	一	〇	〇	二	二
庄内地方	八	〇	〇	〇	一〇	一八
計	四五	一八	一〇	二	四五	一三

註 長井政太郎氏「山形県における百姓一揆資料」に
 数件を追加して作製。

その要求のなかに物価引下、金利引下、買占反対（特に米肥料）、仲買廃止（特に肥料）、小作料減免等があることからも、闘争の目標は、商人、高利貸、地主（これを屢々同一人が兼営するが）に向けられていたことがわかる。この商人層にしても城下町の特権商人ではなく、在村の・商人としては新しく登場したものがより多く対象となつてゐる。これこそ農民層内部の矛盾の激化であり、共同体の崩壊過程である。しかも要求が共同体的規制の廢棄としては現われず、商品経済の面にあることは、新たな支配者による村落の再編強化とこれに対する農民の抵抗とを貫く赤い糸が、商品経済の展開であることを推測させる。勿論そこでも反領主的な闘い（重課反対等）があるが、基本的な問題は商品流通

にあったといえよう。

(一) 戸谷敏之氏著「徳川時代に於ける農業経営の諸類型」(日本常民文化研究所ノート)及び「近世農業経営史論」第五章を参照。

(二) 古島敏雄氏著「近世における商業的農業の展開」(社会構成史大系)或いは「商品生産と寄生地主制」第五章三節を参照。

(三) 上昇した地主層は、共同体的規制を利用して自らの経済制度を強固にするといえ、もはやかつての共同体支配者ではなく、彼自身の持つ商品経済の展開が部分的には共同的規制を破りつつ、それを再編しようとしているのである。したがって或る時点では、自ら作った制約を破棄して「営業の自由」を打ち出し、或る時期では再び制約を強めようとする。この絶えざる動揺は商品生産の展開に対応せんとする努力であつて、大家久雄氏のいわれる「二種の對抗的な経済的利害」(前掲「土地制度史学」大家氏報告)を示すものと思われる。

これに対する農民層、特に小前層の抵抗は、純粹に抵抗だけではなく、小前層の商品生産を背景に村落支配のヘゲモニーを争う、同種の地主層によってすり換えられていることが多い。この場合においても、商品生産・市場関係の発展を評価しなければならない。

2 紅花生産における市場と労働力

村山地方の商品生産の事例を主として紅花にとり、これに他のものを加えつつ考察する。最初に断つておかなければならないことは、紅花は本来は農民自身に必要な商品ではなかったことである。共同体内部の社会的分業、その帰結としての局地的市場圏の成立を問題とするとき、その商品が農民的商品⇨農業の再生産に必要な商品(勿論労働力の再生産⇨消費を含んで)であることが要請されている。とすれば紅花は、封建制の特徴である「都市と農村の分業」だけを前提とし、そこには商品流通だけが存在し、ブルジョア的な商品生産の展開は否定されることになる。上述の地主制の前提としてのブルジョア的小商品生産の展開は見通してあつて、これを実証することが本節の課題となつていたのである。ここでの立論は、一見隔地間的な特産物市場が、貨幣経済と相互作用的に促進し合い、農民の商品生産を様々の面(例、肥料、労働力、他の商品の作物、消費物)から社会的分業の成立に至らしめ、逆に特産物市場を变质させて行く過程の中に、ブルジョアの発展をみようとするものである。特産物生産のかかる展開が、江戸時代農業の発展面であり、同時にそれが持っていた限界が、明治以降の日本農業の一つの特質を形作ることになつたのである。

(一) 例えば安良城盛昭氏の東北史学会での発言がある(同学会「歴史」九輯所収の「共通論題」の討論参照、八九—九

○頁)。安良城氏のこの指摘に答えて行かなければ、ブルジョアの發展抜き寄生地主制——単なる共同体的規制の枠内の商品経済の結果としてとらえる大石慎三郎氏（前掲歴研大会の討論参照）、山田舜氏（前掲「土地制度史」討論参照）の見解を認めざるを得なくなるのである。

(1) 紅花生産における市場構造

まず紅花の特産物としての地位に触れておこう。紅花はこの地方の平野部の全部の村で栽培されたと思われる。それは明和九年幕領代官の取調べに対して栽培せずと返答したのは、すべて白岩山内、左沢山内の山間部に限られていたことからわかる。郡中の収量については年により豊凶の差が著しいが、享保以降は七百駄乃至千四百駄で、全国産額の半分以上と思われる。この金額はおよそ二万両から五万両、天保以降では七、八万両に達したとみられる。

栽培面積については全般的な数字は扱えないが、各郡の村を例とすれば、元祿五年（一六九二）西郡新田村では畑五二町六反六畝歩のうち「一五町六反歩程例年紅花作申候」とあり、天明八年（一七八八）南郡谷柏村では畑七町七反九畝二十歩のうち三町六反四畝歩が紅花（後作に大豆）、同年東郡畑谷村では一町八畝歩のうち二町三反歩以上が紅花であり、寛政十一年（一七九九）北郡山口村では作付比率として紅花三分・煙草作四分・麦作三分と書きあげている。すなわち畑面積の二〇%から四七%が紅花作付

を行っており、その比重の大きさを示している。畑谷村で二町三反歩以上とみたのは、興味あることに、この畑は元来青苧の栽培地で、青苧役（小物成）が賦課されていたのである。この史料は作付が紅花に転換したため青苧役の廃止の要求をもって現われている。だから現実の紅花作付はより大きかったと考えられる。ところで、青苧役の存在に対して紅花役は全くみられない。これは紅花作の普及が寛文險地（村山郡一円）以降、特に元祿期頃にあるため、小物成設定から除かれ、その後領主側の小物成増徴・増設を許さなかつた農民側の力を認めなければならぬ。これは藩専売制の流産をも惹き起すに至つたのである。ここに紅花生産の優位性があつたのであるが、商業的農業が、ともかく封建貢租体系の枠外で胎芽的利潤を生みつつ展開した意義は、前稿で指摘した通りである。

さて紅花作付面積を一戸当りでみれば、新田村で一反六畝歩程、谷柏村で六畝歩程、畑谷村で五畝歩程、山口村は正確ではないが慶応期の戸数から考えると一反二畝歩程となつている。個々の家について生産額から逆算すれば、富農的経営（例、東郡大清水村細矢家、南郡長谷堂村千葉家）で一反二〜五畝歩、小前層で五〜六畝歩位のものが見出される。一戸当りの作付面積が比較的小面積であるのは、紅花が上畑でなければならず、立地条件にも関係し、そのうえ、連作し得ないために著しい制約を持つていることに基いている。

(二) 「西根村史談」（同村編纂委員会）三二四頁、「仁田村書

上。

(三) 南郡金井村半田源右衛門家文書「谷柏村御用留帳」(山形県郷土研究会) 一六七頁。

(四) 「東村山郡史」巻三、二六六―六七頁「小物成御尋ニ付書上帳」。

(五) 北郡山口村阿部孝吉氏文書。今田信一氏の御教示に拠る。

(六) とりあえず前掲拙稿参照。なお反取につき今田氏(前掲書七八頁)と沖津氏(前掲「西根村史談」三二七頁)との間に大差がある。これは今田氏に拠った。今田氏は反取を多くみており、したがって経営面積は小さくなっていく。

本論である市場構造の検討であるが、前稿では明和・安永期(一七六四―一七八〇)を一つの転期とし、安永―文政期を紅花生産の発展期とみ、文政・天保期(一八一八―一八四三)を劃期として地主ブルジョアの要素が強くなっていくという見通しを持っていった。この地方の「地主制」(個々の地主ではなく)の形成は、天保以降特に株仲間再興―開港(一八五〇年代)にあり、地租改正に連ると思われるがこれは後述する。以下安永期を境に第一期・第二期にわけて述べよう。

第一期 初期の紅花市場を特徴づけるものは、農村内部における紅花加工過程の未展開である。

「(花の)咲揃を見てサンベと申て町方カボテイ籠を昇ぎ数人買手入込在元カ花摘日雇も入込……町方は日々買入夫を寝せ花餅に製し干返致し一時は大に賑う……」

「困窮之百姓共年々紅花咲候を待兼居其日々生花ニ而売払御年貢上納仕来并年中買掛諸私も仕業ニ御座候」

といわれるように、買入は町方商人の手代や目早であり、加工はこうした町方問屋によって行われていた。目早は仲買人であり、寛永期(一六三〇年代)に「近在郷江走廻諸品之高下之見合売買口目早に見出候者五拾人」といわれているが、これは決して「在郷商人」的なものではない。それは享保十六年(一七三一)に株仲間の特権を得、問屋に対する独自性をも有しながら、本質は「目早と唱候も凡六拾人も御座候而荷主之手先ニ相成捌方出来致」す者であった。その「仲間定」は普通の株仲間掟であるが、その一項に紅花仲買について、問屋の金子を預って買入れに出たことを記している。このように問屋と一体になって活動する目早であるが、後には綿・塩問屋の特権をも譲り受け、全体として前期的資本の性格を強くしていくのである。

問屋自身も手代を出して生花を買集めるのであるがこの活動状況については不明である。

これらの商人が生花を買集めるのは、花市と、農家から直接購入する場合がある。この花市は、

「中にも紅花の市とて其花のさかりには古坂より橋下迄十一里か間の在々谷々みな紅花を作て宮とする……朝などに摘て此町の花市へ持きたりて金銀穀物あるいは塩そのほか所に乏しき品々と交易す……」

といわれるように、現山形市の七日町・十日町のものが最大であ

り、この他近世初期より商人町の色彩が強い西郡の谷地・寒河江にも花市がある。しかし花市が、こうした問屋商人のいる町方ばかりでなく、目早が走廻る近在郷にもあつたことはつぎの史料で明らかである。

「近年花市場ニ於て花相調宿共見世出遅く七つ時或ハ暮ニ掛り買出し夜ニ入四つ九ツ迄も買入申候……買出遅く御座候而ハ御町在さんべ共買仕廻遅く指間ニ罷成其上遠方ハ罷越候さんべ共仕廻遅く御座候得者罷越兼候族も有之……」

こうした花市が、お盆直前の貨幣収入として塩、魚その他「所に乏しき品々」を買入れるに役立っていたのである。

この花市の売手についての吟味であるが、直接生産者から買集めて花市に出す、いわば売手の仲買の存在を示す史料はない。しかしこのことが直ちに個々の農家の自由なる販売を示すことにはならない。前稿にも引用した谷柏村半田家、長谷堂村千葉家の紅花摘方日記は、紅花生産上の主導権を有する前記の家と、これに従属して花摘作業を共に行い、その販売は一括して主家が行うような家とが存在することを示している。換言すれば、かかる小族团的協業体の一員として、主家を通してのみ商品経済に接する農民層が存在する。千葉家の場合は奉公人が三、四人あり、そのなかには次第に居消奉公、給金奉公が増大している。その労働によって自らも一反五畝程度の紅花作を行っているのであるが、この手作経営の發展（給金取りへの移行）のなかでも、なお紅花販売が個々の家でないことに注意すべきである。この傾向は紅花にお

いても後まで残り（勿論消滅の方向を辿りつつ）、他の生産や消費面では明治・大正期に至るまでである。但しその場合は主家の内容も従属家の内容も、著しく変化しつつあることはいうまでもない。いま考察している段階においては、かかる小族団を通して、紅花商品生産が展開したと思われる。従属家からみれば、主家を通して代金を得たとしても（この代金の配分こそが問題であるが史料的には明確にし得ない）、自らは全く流通から遮断され、市場には何ら参加しなかつたといえよう。しかし紅花生産は漸次これを破壊し小農の自立化を促進していくのである。

このような段階で、市場をめぐる對抗関係がいかなるものであつたかみておきたい。主として町方問屋によって加工された紅花は、京都の紅花問屋仲間十四軒に発送・販売された。この仲間の設立は非常に早い、享保二十年（一七三五）に専買権を獲得し紅屋の直売買が禁ぜられた。最初の抗争は、この株仲間に対することから始つた。これは当然のことながら、地元山形の前期的商人と京都問屋との間で、流通からの利益の奪い合いとして現われている。すなわち寛保元年（一七四一）の記録では、最上商人の代表として谷地、寒河江の商人六名が、紅屋との直売買、口銭引下を要求して訴願を行った。これは一年を費して要求通りになつたが、興味あることは製造業者である紅屋百五十九軒が一致して、「職人之義ニ御座候得ハ銘々宅ニ而も売人と直相對も相成候様被為仰付被下候得ハ彌以勝手宜敷奉存候」と、積極的に株仲間排除の希望を述べ山形商人と同調していることである。この商人

間の対立が一方では紅製造者を含みながら、紅花生産農民は何ら参加していないのである。ここに直接生産者と前期的商人の關係が現われており、上述の段階においてはまだ「農民の貨幣經濟」が成立していなかったことを示している。しかしこれに続く闘争の中には、生産者の成長が見られるのである。

一旦廃止された問屋専売制は、その後の二、三年の間に問屋と紅屋とが連合して買叩きを行うことで元に戻っている。直売買は少く、相對売買でも下値・値附なしということが行われている。

このため宝曆三年（一七五三）には商人を中心とし、「自然ト摘出之紅花も直以之外下直仕郡中一統之難儀ニ罷成」として各村役人連名の歎願が行われ、農民の要求が加わってきた。しかし代表として上落しているのは前同様谷地の商人達である。こうした訴願とともに山形商人は特権市場の分散を劃策し、大坂問屋と結んで京都の專買に對抗したため、京都の問屋も折れて示談になったという（宝曆五年）。闕いはその後も引続き、宝曆十年には荒町村百姓仁兵衛単独の願書があるが、これがどのような階層の者であるかは不明である。同年署名のない願書もあるが、これらは取引会所設置の要求で株仲間廃止を出してはいなかった。さらに明和二年（一七六五）には株仲間撤廢へ進み、

「当年紅花問屋拾四軒御取上ニ罷成古來之通紅花出生之国々江直下り相成候様ニ紅屋敷上荷主相方へ小野日向守様を被為仰付候ニ付大勢郡中之百姓悦申事ニ候」

と記録されているように、農民の要求が加わっていたことがわか

る。このことは、翌年の紅花が高値となり、「百姓方甚氣つよく有之直段高直……百姓共近年無之取申候」といわれ、このため京濱値段が高すぎて取引が難しかったと、山形荷主をして嘆かせる程のものであったことから窺えよう。

株仲間はこのとき以来廃止されたようであるが、これに代って江戸問屋大黒屋九左衛門が、紅花世話所を設置したいと願ひ出るに及んで三度抵抗が行われた。これは明和八年（一七七二）から翌年にかけて闘われたが、ここでは直売買が百姓に有利であること、荷主が買叩かれれば百姓の売花が下値になることの二点で、強い生産者の反対が出ている。このため大黒屋は郡中に低利金を貸出す等の懐柔条件を出さざるを得なかったが、これに対しても、「殊に百姓之儀は其日ニ水花ニ而商人へ売払早速金子手取候時ハ荷物引当前借と申儀ハ小商人之内ニは勝手にも可相成哉百姓勝手之筋ニは無御座候」

といて、この低利融資が、小商人或いは干花製造を行う上層農にのみ有利である、ということを根拠に反駁するのである。こうした農民層の抵抗の基礎には、紅花生産の、或いはその市場の新しい展開があった。その發展は、やがて農民の攻撃目標を、京都の特権商人から、新しく形成されつつあった所々在々の商人或いは地主へと移すことになるのである。以下これを第二期としてみることにする。

- (七) 前掲拙稿八一頁。「山形經濟志料」第一集、附録三九頁。
 (八) 前掲拙稿八二頁。「東村山郡史」卷三、一八七—一八八頁。

(九) 前掲拙稿八五—八六頁。以下目早に關する史料は、山口村阿部孝吉氏文書「天明歳中御役方目早渡世之訳合御尋ニ付書上候控」に拠る。

(一〇) 「山形経済志料」第三集、九四頁「東国旅行談」。

(一一) 例えば西根村文書「明和元年石川村差出明細帳」。なお沖津氏は各部落毎に開かれていたとされる(「西根村史談」三二六頁)。

(一二) 山形市平清水清氏文書「乍恐以上書奉願上候事」(標題なし)。

(一三) 前掲拙稿八二—八四頁。

(一四) この点からいえば、各農家が完全に独立して貨幣経済に入り込むことは、現在といえども不十分な面がある。そこには多かれ少かれ、オヤカタ或いは本家に依存するコカタ或いは分家の関係がある。それにも拘わらず、農村には資本主義経済が支配している。かかる制約を打ち破っていく方向、それと矛盾する生産の展開こそが評価されるべきである。なお、商品経済と各農家との関係は、われわれの煙山村調査報告に具体例があるし、中村吉治氏の指摘を参照されたい(前掲「経済学」三五号所収、書評「明治文化史生活篇」特に一二七—一二三頁)。

(一五) 前掲拙稿二節三項「市場をめぐる対抗過程」参照。なお史料的には、今田信一氏「最上紅花取引形態に關する生産者并問屋の論争」(西郡谷地町町誌編纂資料篇第十一輯)がある。以下の史料はこれに拠る。

(一六) ここでは農民の手元における加工過程がまだないよう

であるが、「売払候時ハ」と限定してあることからみても皆無ではなかつた。一部の豪農、富農はすでに干花生産に向つたと思われる。そして、京都紅花世話所に依つて最も直接打撃を受けるのは、むしろ干花価格であり、これが生花下値へと転嫁されていく。したがって、この農民の要求は、荷主・加工者・生花販売者という全農民階層に共通したものであり、荷主・加工者が、生花販売農民に負担を振替えることを、なし得なくなつてゐることを示しているのである。

第二期 この期を劃するものは、京都特権市場に対する闘いが最高潮に達した明和・安永期であることを述べたが、その後の重要な発展は、干花製造(加工過程)が農村内部に持ち込まれたことである。干花は、「干紅花之儀年来致馴不申候而ハ出来不申又は其村水不宜村方ニ而ハ干花難相成候ニ付……甚功者不功者有之」といわれ、また花蒸籠(三尺×六尺)や半切(径三尺高二尺)といった道具をも必要とするので、これが入ることは大きな進歩であつた。少量の加工を行う農家も一般的に多くなつていたが、これは主として地主・富農が生花を買つて大量に加工したようである。その作業は花振り等の力を要するものは男、花踏み・花寝せ等には女、さらに干返しは子供まで入つて延一枚分で五文という錢を費つてゐる。このようにほぼ一月位の期間であるが賃労働が入り、小規模ながらマニユの様相を示した。同時に、この時生ずる黄氣汁に梅酢を加えて木綿の紅花染が行われ、大部分は

幕末における地主制形成の前提

自給衣料、そして一部は販売に廻され、山形水野藩では木綿白布数万反を染める計画さえ立てた（実現はしていない）。干花加工者は同時に生花を集めるのであるが、さらに干花を集める在郷仲間として、山形城下の目早仲間に対抗するのである。この加工が富農のみに限られたのでないことは、慶応二年（一八六六）西郡松橋村の産物書²⁾上で、生花二、三貫匁千上り二、三百匁（推定作付一畝歩）という零細農十数名が干花を作っていることからわかる。

こうした中農層以下をも含む生産力の展開は、新たな商人としての在郷仲間買層と、後に地主として村落を支配する在郷間屋を作り出すのである。以下これをみよう。

生花は、摘んだ日の午後には販売し、その夜から加工を始めなければならなかった。それゆえ加工業者を兼ねている間屋の手代乃至目早仲間であれば生花を集めるわけにはいかない。しかし、農村内部で加工することができれば、その富農が、或いはサベトといわれる仲間が、生花を買い得るし、この少量ずつの干花を買集めて発送する村落内の間屋及び仲間も成立し得た。まず加工者をみよう。西郡北吉田村の鹿野武左衛門家は、明治八年二百俵取り（推定面積七、八町歩）の地主となるが、紅花の加工も大きくやっていた。鹿野家は生花を買入れているがこの状況は第三表の通りである（下表）。

これを当時の銭相場金一步一貫五百八十文で（同上「仕入帳」記載）換算して、生花買入金額と干花販売金額を比較すると、

生花買入金 金五十二兩一歩ト銭三百六十一文
干花販売 金六十四兩二歩三朱ト銭二百七十五文
差 引 金十二兩一歩一朱ト銭三百九文

第三表 鹿野武左衛門紅花買入状況

氏名	生花量	同上金額	干花販売量	薬種販売	其の他
儀七	二〇・五七〇	三・七四			借金有
庄太郎	二八・一五〇	三・七二			借金有
周吉	五〇・七五	五・七〇			借金有
新太郎	四三・四九〇	四・七七	一・六四		日備有
文吉	一一・四四〇	一・四〇			小作人
平蔵	二六・七二〇	二・九六			
又治郎	二〇・二一〇	二・七三			
庄五郎	五三・五三〇	五・九七			
藤五郎	六・三六五	六・三〇			
与蔵	二・〇八〇	二・三九			
岩次郎	七・八三〇	八・七六			
忠蔵	一・四四〇	一・四四			
吉助	三・七〇	三・七〇			
善四郎	三・一六〇	四・二四			小作人
善四郎	二・一三〇	三・六三			日備有
計	二九六・八一〇	三三〇・五三	一・六四		

註 同家文書「紅花仕入帳」による。

この残額から生産費を引かなければならないがこれは不明である。しかし生産費のうち大半は労賃であつて、一ヵ月程の賃金はそう大きなものではなく、利潤として残る額は、かなり大きいとみられる。さて、これら生花販売者と鹿野家の關係を第三表に附け加えたが、いずれも限られた史料なので全貌ではない。しかし、あらわされた限りでも半数の家が鹿野家に菜種を販売してはな(額不明)。このことは鹿野家が単に紅花加工だけをやるのではなく、商人的機能を持つてゐることを知らせるが、同時に自らもかなりの紅花を手作りしている蒙農でもある。同様に儀七以下の者も、こうした在村の商人加工者を通して自己の商品生産を展開するのである。注意すべきは新太郎が干花を作つて鹿野家に売つてゐることで、その生産量に窺われる富豊的性格は、少量なりとも自ら生花を加工することにあらわれている。また代銭から借金を差引かれたのは三人であり、史料に現われた限りでは「駄賃と」に入つたもの及び小作人各二名が判明する。詳細な家關係は不明だが、しかし紅花・菜種等を通して明瞭な貨幣關係が窺われ、かつての半田・千葉両家にみられる關係は消滅してゐるのであり、作付と加工との分業体制が形成されてゐるのである。

さて、鹿野家がこの干花を売つたのは吉田円藏であるが、吉田家がどこの人かは不明であつた。前稿にも、松橋村堀米家に融資する吉田藤兵衛があり、谷地に吉田姓の紅花問屋があるので谷地と思われる。こうした干花を買い側を調べてみよう。

前記堀米四郎兵衛家は、天保七年(一八三六)に名主となり、

第四表 堀米四郎兵衛家干花買入状況

氏名(地名)	干花量		代	金
	中	沢		
十兵衛殿	三八袋	二一兩		永二一匁
次郎七殿	五三	三〇兩		永七匁
(本飯田)	一四	八兩三分二朱		永七匁
彌之助殿	二七	一五兩二分二朱		永七匁
	六三	三七兩二分二朱		永五匁
計	一九五	一一三兩二朱		永四〇匁

註 同家文書「紅花買目録」による。但しこれが一年の購入分全部ではない。

明治八年(一八七五)には立附米二千二百四十五俵に及ぶ大地主となる。この致富は江戸中期以降のことであり名主になるのが比較的新しいことからみても、急激に上昇して村落の支配者となつたことがわかるが、文久元年(一八六一)には明瞭なる地主会である泰平講を組織し(後述)、同三年農兵隊長となり、明治十四年には改進黨に屬する特振社を結成してゐるのである。この堀米家の文政五年(一八二二)の「紅花買目録」を見ると(第四表)、十兵衛・彌之助のように、極端に多い者が表われている。堀米家はこれを三駄にまとめて京都に發送するのであるが、その買集めは個々の生産者ではなく、鹿野家と同様な階層から買つてゐることがわかる。十兵衛以下のものが仲買(干花)であつたか、加

工者であったか（この両者を兼ねる例は後述）不明だが、こうした富農或いは仲買を基盤として、堀米家のような在郷の間屋が成立する。しかし後年大をなした堀米家も文政期にあっては資金に苦しみ、これを吉田藤兵衛から借り入れるのである。このように農村の新興間屋が資金を借りるのは、東郡久野本村の青柳家の場合にもみられる。そして他ならぬこの堀米家のような間屋もまた干花を生産していた。このことは堀米家が最初から商人資本として立ち現われたのではなく、生産者が商人に上昇していった姿を示している。文政期の堀米家の買集めは、いずれにしても仲買か、または原料の生花を買って加工する富農経営を基礎としたが、その後の干花加工の発展は中農層以下の零細なる加工者からの買集めへと移行せしめた。すなわち、年代は下るが弘化五年（一八四

第五表 本木家紅花仕入

販売重別階層	推定作付面積	人数
一・五—一・五	〇—五畝	三〇人
三・〇—四・五	一〇—一五	一二
四・五—六・〇	一五—二〇	九
六・〇—一〇・〇	二〇—三〇	一
一〇・〇—二〇・〇	—	六
二〇・〇以上	—	一
		三

註 同家文書弘化五年「仕入帳」による。

八)の西郡西里村の本木林兵衛家の仕入帳は、個々の氏名の判明するもので六十二名から干花を買っているが、これを臆別に表記すれば上表のようになる（第五表）。すなわち推定作付面積五畝歩以下のものが三十名で約半数を占める。勿論これらの家が他の間屋に販売したことを考慮に入れれば結果は異なるであろうが、干上り一貫前後のものを分割して販売することはそう多い例ではないと思われる。とすればもはや仲買を通さず、また加工者に原料として売ることのない中小農層が、独力で販売する姿をみ得るであろう。勿論自己の栽培以外を含むと考える上層の十名のうち、遠隔の村でただ一名だけが販売しているようなものは仲買いと考えられるし、近村で多数の農民に混って大量に販売しているのは加工者でもあり得る。現に、干花二十四貫余金三十九両という高谷村の今井新兵衛家は加工・仲買兼営と伝えられている。全体の量からいえばまだまだ富農的色彩が濃く、同時に仲買いを無視出来ないが、中農以下の進出を見落してはならないであろう。こうした中農以下の生産力の発展は、在郷の間屋・仲買の流通利潤をも排除せんとして対立を生ずるに至る（後述）。ここでは、かかる小商品生産の一斉の展開を足場として成長した間屋層・仲買層が、一方では自ら商品生産展開の基軸となり、他方では商人資本・高利貸資本として生産者を圧迫した姿を露呈してくるのである。

さて、この時期における移出に簡単に触れておく。まず第一に特権市場は京都のみでなく、江戸・大坂に分散している。幾多の仕切書はこのことを示しているのである。江戸で紅花を扱った丸

合組は江戸十組問屋に加わって文化十年（一八一二）株仲間として公許され、大坂ではこれより早く天明五年（一七八五）三軒が紅花問屋仲間として設置された。これは特権市場の分散にとどまらるが、藤田五郎氏によれば「信夫・伊達郡の蚕糸ブロック地帯は、さらに山形の紅花ブロック地帯と連繫するにいたる」といわれ、特権的市場のみならず信達の製糸・絹織物業と直結して国内市場の形成へと向うのである。上にみた、村落内の生産の展開と在郷商人層の形成、そして特権市場の弱化・自由な国内市場への傾斜は、水野藩の紅花専売制及び木綿染藩営マニユの企図を実現せしめなかつたのである。紅花をめぐるこうした市場構造の変化は、地主化する問屋層を作ったのであるが、この地主支配を考察する前に、かかる特産物生産における労働力の形態、及び商品生産がひき起した主穀或いは肥料の市場をみておきたい。それは紅花生産が、いかなる面で従来の共同的規制の枠を破ってくるか、という問題に接近するための吟味である。

(一七) 「東村山郡史」巻三、一八八頁。

(一八) 「上ノ山町史」一二九頁。

(一九) (二〇) 今田氏「最上紅花史料」七一―七六頁。

(二一) 地主経済のこの矛盾する二面は、農民に対するばかりでなく、領主に対する連繫と対抗としても現われている

(前掲拙稿第三節参照)。こうした矛盾がより顕現化された段階でとはいえ、「これらのどちらの制度が経済的進化的な過程で他をおしのけつつあるか」という関心から、レ

ニンが次ぎのように書くのは注意すべきである。

「作業の一部は地主の農具をつかって賃銀労働者によって行われ、他の部分は他人の土地に働いている農民の労働と農具によって行われている。……まったく同様に商業資本と高利貸資本は、あらゆる形態で生産者への支払を引下げ、人格的隷属を強めながら、産業資本と結合している。」(ロシアにおける資本主義の発展) 大月版全集(一九五頁)

「この二つをきりはなして区別することがほとんどできないほど、雇役制度は資本主義制度と融合している。」(同上書一八七頁)

ここから出される結論は周知の通りである。幕末段階を直ちにこの内容に比定することはできないにしても、かかる形態への傾斜、そしてその後の日本資本主義と地主制との関連を常に見定めることが必要である。

(二二) 江戸については、「絵具染料商工史」、四五六頁、大坂については「大阪市史」巻三、一一〇五頁。

(二三) 藤田五郎氏「封建社会の展開過程」、三三一頁、なお庄司吉之助氏「信達蚕糸業発達史序論」参照。

(二四) 「山形経済志料」第一集、一一三―一八頁。

(2) 紅花生産における労働力

紅花生産における労働力を吟味する史料は極めて乏しいが、それでも基本的な方向は確め得る。

紅花栽培の作業をみると、播種は最上川東岸(山形・天童・楯

岡が中心)では四月初旬(陽曆以下同)、西岸(谷地・寒河江地区)ではそれより半月位遅れる。その後、除草・中打・追肥の作業があるが、三度目の除草・中打は田植え期に近く、連続したものである。摘花は川東が「半夏一つ咲き」と称して七月の始め、川西は「土用一つ咲き」で七月二十日となり、およそ二十日の差がある。この摘花期が最も繁忙を極め大休午前中遅くとも午後日の高いうちに作業を終るのであるが、これが十五日乃至二十日間続き労働のピークとなっている。聴き取りによれば、幕末・明治初期で、「反歩約五人(毎日の実働)を要したといわれ、自家労働力では不足した。花摘みの作業に関しては毎日反当四、五人という数字は江戸中期以降そう変っていないと思われる。生産過程で年奉公等の労力を除いて他人労働が入るのは、除草・中打期、そして摘花作業である。これらの作るピークは比較的短期間であるため、月傭・日傭が支配的となっている。勿論すべてが賃労働とは思われない。

まず、前にも挙げた長谷堂村千葉家についてみると、善兵衛と表記された紅花摘目方覚帳に日々の摘花量が記載されているが、これは藤兵衛・留次郎の二軒の分を含んでいる。その計を書き抜けば、

「	メ目方四拾六貫三拾目	錢式拾貳貫三十七文
藤兵衛	メ目方八貫百拾目	錢三貫九百四拾五文
留次郎	メ目方七貫貳百八拾目	錢三貫三百六拾壹文
メ	目方六拾壹貫四百廿目	錢貳拾九貫三百四拾三文

これによってみれば、千葉家の摘花は藤兵衛、留次郎の分と共に行われたことが明らかで、これらの従属家を伴って作業が行われたのである。しかも、当時の千葉家は三、四人の年奉公をおいており、その奉公証文は、天保以降給金奉公、居消奉公であったことを示している。この年奉公が、両者とも他村であることから古い紐帯を稀薄にしつつあることがわかる。この他に日傭が入ったかどうかは不明であるが、名主でもあった地主千葉家(但し石高十九石余)の労働力は種々の形態を組み合わせて持っていたと考えられる。しかし、こうした年奉公・従属家とは別に賃労働が発生していたことは幾つかの史料から窺える。除草のみれば、前掲の半田家は、天明元年(一七八一)に、

「五月四日、花の草取りに吉野宿村おりつ五人雇入

右之女子月雇但一ヶ月七百五拾文一日ニ付廿五文つ、也」

というように六人を雇っている。これは白鷹山系を越えた置賜地方から、養蚕後の閑期に紅花地帯へ流入した労働力である。この逆に、旧四月十七日の白鷹山の祭を期として、紅花地帯から養蚕地帯である置賜へと多数の日傭が入り込み、「山中で雇傭契約を結んだ」といわれるのをみれば、ちょうど田植え期と重なる時期に(旧四月十七日より旧五月末位まで)、賃銀を求めて日傭が動いていることがわかる。こうした交流は単に養蚕地帯と紅花地帯とのタイアップだけではなく、水田の労働組織をも変革するよう作用したのである。水田作業にとつては、いわば外部からではあるが賃銀関係を強制されてくることになる。

こうした日傭の存在は、花摘み作業の場合は一層明瞭な形となる。明和・安永期の記録に、

一紅花は朝露の乾かぬ内に摘めは手も痛まず日方殖居売方も都合能く買方に而も朝摘は紅の出方能き直進を能く買入昼後迄懸り摘たるは少し直を安く買と云様成る工合有故日雇を入れても早く摘切る方却而徳た、云う人も有り、女日雇何人歩行きても余る事なく、目に不立処潤ふ事不少……」

とあるように、日雇は一般的であった。この場合も、川東地区と川西地区の間には大規模な日雇の交流がある。

一六月廿九日朝高関船場ニ而花つみ、人都合百人斗のり合仕候処向岸ニ而破せん致右之内九人相果申候」

これは谷地高関の渡し場での事故であるが、一度に百人もの日雇が川東地区へ渡っている。これは上述のように両地区の間には摘花期に二十日近い差があるので、まず川西から川東へと日傭が渡り、その終了と共に東側から川西へと入り込んだものであった。

このような労働力の移動は、川西地区（現西村山郡）内部でもみられる。すなわち、幕末期になるが白岩山内の吉川、沼山、入間等の養蚕地帯には、寒河江、高屋、西里方面から桑取り人夫が入り込み、春蚕が終つて逆に平野部へと下るのである。この養蚕地帯は幕末には製糸を始め、明治初期に一戸乃至三戸共同位の水車が普及するに及んで、糸取りの日傭（主として女）として平野部から上っていくことになる。左沢山内では紅花が消滅した時期ではあるがやはり寒河江近郷から桑摘人夫が入り、七軒村の鈴木助

太郎家では一日二十人位の日傭を使ったといわれる。

これらの日傭乃至月傭は、ほぼ半月から一月半位の極めて短期間ではあるが、生産時期の差を利用して絶えず流動している。いわば日傭は限られた期間であるとはいへ、自らの労働力を販売する市場を求めて動いているのであった。こうした一時的とはいへ、土地から分離されて動く労働力の存在は、従来の手伝い関係・ユイ関係（それは多分に人格的隷属関係を持つ）の内容を変化させる。その変化はこの結合関係を崩さない場合でも貨幣支払形態をとらせ、或いは積極的に従来の関係を不利なものとして掘り崩していくことになるのである。花摘み作業についても、上述の流動は主として明和・安永期以降の史料であったが、幕末明治初期についての聴きとりでは、「日傭は部落内（旧一村）でもかなりあり、遠くから入るものは少くなつた」といって、自分の体験として「新町の家から日田へでかけた（現寒河江町内）」ことを語っている。ここには単に時期に捉われない日傭、同じ地帯の生産者の分解から生じた日傭の存在が窺われるのである。明治初年の西村山郡の著しい小作関係の存在と合わせて考えれば、一方で自分の農具で小作し、他方で小商品生産者に雇傭されて賃取りを行うといった、半ばプロレタリア化したところある貧農形成の萌芽を認め得るであろう。こうした日傭が、初期には、従属関係の強い、共同体的諸規制の直接的な支配下にある村落内部或いはその周辺地区を避けて、遠隔の他の商品生産地帯との分業体制の上に流動する賃労働として現われ、いわば外部から共同体的規制

を弛緩させつつ、遂にはその内部の賃労働を形成するに至った過程は、単に、明治中期以降の農業外部の資本主義経済の展開のみが、小作層のいわば半プロレタリア的性情を形作るのではないことを示している。例えば明治九年東郡芳賀村の書上げは、民業の内訳を、農業・桑取を主とするもの四十九戸、日備取を主とするもの八戸と記し、零細な土地所有者が賃労働者化しつつあることを示している。明治九年といえは紅花は消滅しようとしている時であるが、この村ではなお三百三十貫を産して、漸次桑(七百貫)梨子等へ移行する姿をみせている。このような傾向は、多かれ少かれ他の村々においても形成されていたのであろう。

ここで一步進んで、最も基本的な稲作の労働力形態にふれるべきであるが、調査も極めて不十分であり後日を期したい。

(二五) 西郡寒河江町高屋の沖津常太郎氏より聴取。この談話は同氏の祖母の体験に基くという。

(二六) 南郡長谷堂村千葉家「紅花摘取目方覚帳」。

(二七) 奉公人証文は、文化七年、文政五年、天保十一年、同十五年、嘉永二年、其の他がある。長井政太郎氏より借覧。

(二八) 前掲半田家「谷柏村御用留帳」。

(二九) 今田信一氏「近世農業経営の停滞」(谷地町誌編纂資料編第四輯)七四頁。

(三〇) 「山形雑記」(「山形経済志料」第一集附録、三九―四〇頁)。

(三一) 西郡谷地町「大町念仏講帳」(今田氏篇)、明和三年の項。

(三二) 西郡川土居村入間清右衛門家文書「綴」(無題)その他。同村沼山区長荒木兵吉氏よりの聴取。なお明治の例は同村役場資料「羽前社関係書類」にもある。

(三三) 今田氏前掲「停滞」、七四頁。

(三四) 前出沖津常太郎氏よりの聴取。

3 諸商品市場の展開

今まで紅花に関する諸研究を捩り所として、その生産の基本的方向をみてきたのであるが、次ぎにこれに伴って展開する種々の商品市場をとりあげる。

肥料 紅花栽培を基軸として購入肥料が入っていることは、すでに古島敏雄氏も指摘されたところであるが、これを表記しておく(第六表、次頁)。

これによってみれば、村が違っているが、時代が下るとともに漸次購入肥料が増加することが知られ、志戸田村の場合は延享から天保にかけてその種類の増加が窺われる。ここでも安永から天保期への問題があるようだがこの内容は明らかにし得ない。もう一つ注意すべきことは、総じて畑よりも田の方に購入肥料が多いことである。このことは単に紅花栽培に購入肥料が使用されたということにとどまらず、紅花等による貨幣獲得が肥料の購入を促し、水田の生産力を高め、同時に元来採草地に乏しかったとみられる平野部の紅花地帯で、いち早く入会採草地の規制を脱しよう

第六表 購入肥料使用状況

年	村名	田	方	畑	方
元禄一〇(一六九七)	仁田村	(自給肥料のみ)		(自給肥料のみ)	
享保四(一七一九)	西里村	()		()	
〃一七(一七三二)	山寺村	()		()	
元文五(一七四〇)	谷地町	酒粕・小糠		()	
延享二(一七四五)	志戸田村	荳粕・焼酎粕・小糠		荳粕	
〃三(一七四六)	原町村	荳粕・小糠(各反当金一分宛)		荳粕	
宝暦一〇(一七六〇)	長崎村	荳粕・焼酎粕・小糠		荳粕・焼酎粕・小糠	
〃一一(一七六一)	大蔵村	(自給肥料のみ・純山村)		(自給肥料のみ)	
明和元(一七六四)	石川村	()		()	
〃〃()	山形三日町	荳粕・焼酎粕・小糠		荳粕	
安永七(一七七八)	原町村	荳粕・小糠(各反当金一分宛)		荳粕	
天保九(一八三八)	志戸田村	菜種粕・荳粕・焼酎粕・小糠・葉灰		荳粕・葉灰	

註 県史・郡史・其の他より。

とじている姿が窺われる。これらの村のうち、谷地、志戸田、原町、三日町は菁草、刈敷、厩肥、秣等の肥料を記載しないのである。勿論、採草地が乏しければ乏しいほどその規制は強まるのであるが、他方における購入肥料は規制を弱め、さらに進んで入会地の私有化・開墾が進行する基礎を提供するのである。これが特に多肥農業の様相を呈しつつあった、江戸中期以降の水田において展開したのであるから、その意義は大きかった。

紅花については、前出の半田家の記録でも「荳粕しか表われず、また長崎村彌右衛門の書上げにおいても「油かす」(多分在油粕?)だけ書かれているので、畑の荳粕はほとんど紅花用とみて良い。自給肥料として、彌右衛門は「肥しは多分下肥にて油かすなど相交」と書いており、ここにも厩肥等の使用が減りつつあることを思わせる。それを使用しなかったとは考えられないが、傾向としてその意義を低下したと思われるのである。

この裏側にあたる草刈場の取締り規約は、ほとんどすべての村に存在する。この点の指摘は従来から極めて多いが、これらの入会地が一見平等なる利用慣行を有しながら、その実態に立ち至った研究は決して数多くはない。しかし岩手県煙山村の調査によっても、幕末に「溜池作り」と称された高橋家が、その水利をもつて草地を開墾するのを始め、広宮沢・赤林等の村にもかかる事実があった(数ヶ村入会地の採草地)。これは草刈場の規制で農民層を抑えつつ、自らは規制を破って私的所有を展開する地主の一面であつて、共同体、すなわち共同体的規制はかかる形で絶えず破壊され絶えず再編されるのである。これは地主の米穀販売によつて惹起されたものと考えられる。紅花地帯についても同様のことが推測されるが、この方向こそが問題となるべきであらう。

さて、最も顕著に表われる存粕についてみよう。これはこの地方ではかなり広範に栽培されている。多くの村明細帳、物産書上げにはその存在が示されているし、幕領の一部については、「在納高石ニ付二斗壹升宛相納江戸廻シ被仰付候、但在式升ニ代米壹升」という小物成さえ存在した。他の地方に多くみられる菜種は、天明二年(一七八二)には、

一先年菜種不蔀付所近年ニ至格別菜種作出候由相聞候右ハ臨時之錢を取当然之他足ニ成懸宜敷儀ニ相心得候義ニ而可有之候得共畢竟菜種売私代錢ハ多分不益之事ニ而已遣捨候様成行麦雜穀等夫食可相成物を不仕付故……」

として禁止を受けたが、その後僅か十四年後の寛政八年(一七九

六)には、

一菜種油ニしほり候儀油菜殖し候儀薩摩芋植附候儀是又心掛無油断相試候様出精可致候」

とむしろ奨励するに至つた。菜種はその後も屢々史料に表われるが、他国へも移出されるのである。このように在粕、菜種共にこの地方には多く栽培され、家によつては自給したと考えられるが、郡中全体としては不足であつて、新庄表或いは上方から購入もしている。特に幕末に多く使用される菜種は上方から入つたのであろうが、輸出禁令と輸入が同じ時期に表われているのをみれば、菜種が不足しながらも、他郡への販売りの存在が認められる(勿論、菜種等に専売制はなかつたのである)。

さらに郡中内部での流通についてみれば、六田、宮崎、樋岡という羽州街道の宿々でも、「糖糟缺糟在油糟焼耐糟粉糠之類百姓田畑耕作養之糞土□ニ相用候類」は「外々在々之者たりとも……駅内引通シニ附歩」くことにせざるを得なかつた。すなわち宿駅の特権たる継立駄賃を撤廃し直通しにまで至らしめたのである。この流通のトレーガーは外々在々の者といわれるが、ここにも仲買層があつた。前稿において分析した享和元年(一八一〇)の村山一揆は、その規模においても、計画性においても、また激しさにおいても、他の一揆と著しい差違を有するのであるが、その要求は次の五項目からなつていた。すなわち、一、米価引下、二、酒価引下、三、質物利分引下、四、油粕米糠仲買廢止、五、夫食米貸下、である。このうち領主代官に対して出されたのは、直接

には最後の夫食米貸下げ要求だけであつて他はすべて商人高利貸に対するものであり、それに伴つて各村々で商人に対して要求・打撃が行われている。この年は紅花不作・米高値といわれたのであるが、一見一般農民に關係が少いような米、酒の値を要求していることは、それだけ農民層の貨幣經濟の深さを示している。勿論貨幣經濟一般は決して商品生産の展開を意味しないが、併せて肥料たる油粕、米糠の仲買廢止要求が出てくることに注意すべきである。この十日に及ぶ一揆の内容を詳述する余裕はないが、主導者が百姓二名、百姓の倅及び養子各一名といわれているところからも、この要求は肯けるであろう。この結果についていえば、要求の第四項までを領主、代官が認めることとおさまり、一揆に参加しなかつた私領・幕領も含み「最上一円御料私領申合」て布告がだされた。

その請書を見ると、

一、米三斗五升入老俵に付總壹貫貳百文を高直に売買仕間敷候段被仰付奉畏候

(註 一揆前三斗八升俵金壹分貳朱)

一、酒直段の儀も米相場引合せ相応之直段に売払い候様ニ被仰付奉畏候

一、田畑養に遺候油粕米糠等中買相止め作人江直売に可任旨被仰付奉畏候

一、質物利分金二十兩に付壹ヶ月に壹分づゝより高利不仕候段被仰渡奉畏候

となつており、要求の通つたことが知られるのである。

さきの宿場繼立の特權の廢止といい、この仲買の排除といい、直接生産者自らの方に依つて自由な市場を作り上げて行く過程が明瞭に看取されるのである。同時に農村内部に種々の問屋、仲買が発生し、生産者自らが流通をも担当していたのであるが、この傾向は自らの生産物を販売するだけでなく、農村に店舗を出すもの或いは一二頭の牛をひいて抜荷を行う者を生じさせた。後者の例をみると、文政五年(一八二二)置賜荒砥地方と山形を結ぶ狐越街道で差押えたのをみれば、荒砥村、萩野中山村の者七名が、夫々牛馬一、二頭で駄送しつゝあつたことがわかる。しかも取調べの行われた日に夫々三名位ずつ差押えられているのをみれば、これがかなりの量に達していたことが窺える。その荷をみると、綿、大豆、醬油、麵、にしん、わかめ、鮪、蕨、梨子等であつた。村山郡内部では公私領が入組んでいるが、宿駅、船場以外の荷役は少く、他郡、他領に移出する場合は嚴しい荷役金があり、前記の品々はこの関所を通らずに村山に入つたものである。この品物は置賜から村山に運び込まれたものと、帰りに村山から運び出すものがあるが、その区別は必ずしも明瞭ではない。これは信州の中馬などよりもっと毛細管的な駄送であつて、大豆一俵、醬油一斗五升入一樽というような自家消費的な規模のものさえある。このような農村市場は至るところに形成され、この事情は代官をして、

「近來利慾ニ迷ひ農業を差置商事ニ差はまり商人同様他国江龍

出利潤を得候事を手柄之様ニ心得……殊ニ近頃は糸綿等之交易事ニ専ら撈り……」

「壯年之もの者余業又者小商ひ等ニ而他国隊ニ罷出作奉公人少き哉ニ相聞右体ニ而者自然給金糧増奉公撰ニ相成候義ニ付……厄介多又者人別多之村方杯ハ男女与も相応之作奉公ニ差出農業之道ニ基耕作相励可申……」

以上、肥料以外のことにふれたが、余業や小商いに「放任」する労働力の存在も窺われよう。

(一) 古島敏雄氏前掲「商業的農業の展開」、四五―四六頁。

(二) 前掲半田家「御用留帳」、明和五年の項。

(三) 今田信一氏前掲「紅花史料」、六〇頁。

(四) 「西村山郡史」巻五、一〇四頁「寛政元年白岩村明細帳。その他の村々にもあるが高百石に対する上納の率は異なる。

(五) 「東村山郡史」巻三、二四〇頁「柴橋代官所布告」。

(六) 「東村山郡史」巻四、七〇頁「柏倉代官所布告」。

(七) (八) 今田氏前掲「停滞」、四九頁。

(九) 前掲拙稿、一〇八―一〇九頁参照。なお史料として、長井政太郎氏「山形県における百姓一揆」、一二三―一六四頁参照。

(一〇) 「東村山郡史」巻四、一九五―一九六頁。

(一一) 「東村山郡史」続稿巻一。

主 穀 ここでは主として米をとり上げることにするが、本来農民の手元には余剰が残し得ない米が、実は最大の商品であった。

これは主として領主、特権商人の把握するものであったが、幕末期においては農村内部を流通している。この場合注意しなければならぬのは、多くの場合農民、或いは村が米を買うものとして史料に表われ、販売者として登場しているのは地主であり商人であるという事実である。史料上のこのような表われ方だけを問題としていけば、大多数の農民は主として貢納のために米穀を購入し、特に不作等の場合は夫食米として購入することになる。この関係があればこそ、村山地方の一揆は不作、米価騰貴を理由として蜂起しており、ここでは専ら地主、米商が対象となつてゐる。このことだけみれば米の流通はすぐれて前期的であり、流通に投せられるのは領主の払米、地主の作徳米に限られるように見えるが、そこでも次ぎの二つのことが注意されなければならない。一つは零細農が上納または夫食のために米を買うことの実態、これは個々の農家が現金で買うならばその貨幣はほかならぬ商品生産から与えられる。また上納における連帯責任による村としての購入、夫食における地主本家等からの恵与・現物借入が存在すれば、これは商品経済がある一定の階層までしか把握し得ず、共同体的な族団的紐帯によつて、再生産機構が維持されていることを示す。注意すべきもう一つのこととは、史料的には富農、実態では中農層以上ではかなり米穀の販売があるという事実である。勿論これはそのまま利潤ではなく、窮迫販売の形をとるものも含まれるが、農民層内部での米の商品化は予想以上に大量であると思われる。以下この二点について述べよう。

年貢米の購入は、金納・石代納が逆転して買納する場合と、不作による買足しが史料に出る。前者は封建反動の顕著な現われであるが、幕領山口村他七カ村は、「往古ハ御年貢皆金納ニ候処寛保度々畑方金納(田方)石代納……寛延年中々金納直段山形外四ヶ所上米平均直段三斗高(註但し山口村は定石代)……天保五年都而皆御廻米被仰付」というように「皆米納」(畑を含む?)に逆転し、「買取米を以御廻米差出候」という有様であった。一般に石代納の存在は田方についても多く、平野部の中央にある鮭洗村も田高四分の一金納であった。これらの石代納地帯は多かれ少かれ米納に移るが、このことは領主の廻米の増加要求に伴っている。地元の米価をもってしては、一兩当り三斗高とはいえ領主の堂島・深川市場に比し不利になったのであろう。しかし本来山間代金納地帯をかかえたこの地方で、無制限に廻米を行うことは困難であつて、このため幕領は廻米を原則としながら、私領は郡中へ払米(入札)を行うを常としていた。すなわち、幕領から山形藩領へ移された二十六村は従来からあつた僅少の石代納の継続を要求しつつ、「御私領ニ而は御廻米御蔵納無御座候ニ付」といつてゐる。

領主の払米についてみると、多少ともわかるのは水野家(弘化二年以降)の払米であるが、その入札は四斗五合俵と三斗九升俵にわけ夫々五十俵より千俵までの間しか入札させていない。少くとも表面は買占を防いでいるがこれが株仲間解散と関係があるかどうか不明である。そこでは他領の者は排され、取引は現金、手

形(翌年五月決済)いずれでも良く、会所は御用達の者が扱つていた。払米は「買請之者々買先々商人共正米売買は不苦候得共月延札融取組堅く停止候事」と売先は自由であるが為替取引は禁ぜられていた。このなかで「御払米高直ニ不入榑町役人共々目早共へ相薄候」ということがあり藩は驚いて年寄検断を咎めている。入札の結果は二倍ほどの高値で落札されて事なきを得たのである。こうして地元で払い出されたのは水野藩の場合、文久元年で入札分七・二五九兩弱、安米払(貧民へ)二五〇兩、石代納一、二八六兩強となつてゐる。慶応元年には入札八、九三九兩、石代納七四〇兩となり、米価高騰と石代納の減少が窺われる。翌慶応二年に水野藩としては始めての廻米を行い、慣れぬこととて詳細な記録を残してゐる。

払米のトレーガーは米商であるが、前述の村山一揆で、米商として襲われたのは、三条目村小八を始めとし、十五カ村に及ぶことをみても、この米商が都市に集中してゐなかつたことがわかる。しかも多くの村で村役人一同に対し米価引下を要求していることも、もっと零細な商人の存在を思わせる。商人が米を販売する史料は多くみられ、購入も十俵前後のものは史料的に認め得る。例えば前出西里の本木林兵衛の仕入帳は少例ながらこれを示すし、北口村の鈴木庄蔵家では逆に一一四俵を販売している(五人に十三俵)。こうして商人の売り出す米が郡中米として逆に買納のために購入されているのである。例えば

「去巳御年貢買替米……大石田幸助取次ニ而二月五日戸沢上総

幕末における地主制形成の前提

介御領分長沢村々米貳百三拾俵尾花沢附音沢村半十郎伊八兩人
買入米三拾俵残米四拾俵ハ兩人ニ而所々買集候儀……都合三百俵
……

というように零細な買集めさえも存在し、これが買替米として廻
米に出されたのである。この場合の購入は村連帯で買っており決
して個人の上納ではない。一般に零細農の米穀購入を史料的にみ
ること困難であるが、西郡米沢村の工藤八之助は、

天保七年 凶作のため一俵に付き一分宛の安売米百七十俵を白
岩山内一円に売る。

嘉永六年 一分引安売米四百三十四俵を白岩山内に売る。

安政元年 一分引安売米百十七俵を村方へ売る。

安政五年 一分引安売米四十四俵を出す。

慶応二年 安売米にて七十九兩損す（一分引として三百十六
俵）。

とあり、黒沢村の渡辺久右衛門も、天保四年に二百三十三俵を一
人一日五合で売り出し、この他安売米として十一ヶ村に三百十四
俵を売っている。この事例はいずれも救済を意図しているが、困
窮した農民が夫食として米を購入しているのである。勿論、全部
が個人であったとは思えず史料としての立証性は弱いが、この程
度に農民が米を買ったことは知り得るし、凶年だけ買うものでも
なかったであろう。

領主の私米或いは他国からの移入米は別として、米穀商人・販
売を一般的に成立させた基礎をみよう。本来江戸時代で米を販売

し得る農民は、富農・中農上層に限られるであろうが、買米・飯
米を差引いて余剰が出るのは、この地方では平野部で一町歩、山
間部で一町五反歩位と思われる。明治初年の統計では一戸当り六
反強の水田しかないから販売すれば、自給部分を他の穀類に代え
ることになる。地主に集積される小作米もこうした経営から生ず
る。

ここで富農経営の例として示すのは東郡大清水村の細矢藤四郎
家である。同家は天明二年（一七八二）に新田百姓として二畝六
歩高二斗七升六合を所有する。享和三年（一八一三）に五石三斗

第七表 細矢藤四郎家生産額

作物	慶応二年	慶応三年	明治元年	明治二年
大麦	一七俵	二〇	一六	二二
小麦	一〇	五	七	六
大豆	一七〇	二三	二二	一八
小豆	三〇	四・五	七・五	二
紅花	？（前半迄有り）	（三三兩）	（一一兩）	（三八兩一分）
菜種	六・五畝	四	三	四
荏	二	一・五	？	一
胡麻	—	—	—	—
藍	—	二四貫	二四・五	？
米	六七俵	四二	六二	六一
（内飯米）	（三五俵）	（二七）	（三三）	（二九）

註 同家「百姓餉物見俵覚帳」による。

八升六合、安政元年（一八五四）に二十四石七斗六升と上昇をみせている。同家は商業を行わず地主化もせず自作経営のみである。同家の「百姓働キ物見俵賞帳」は文久二年より明治九年に至る間の作物収量・単価を附したものであるが、このうち飯米保有量の実数がわかる慶応二年から明治二年の四年分を表記する（第七表）。幕末明治初期の細矢家の経営は、紅花、菜種、藍、苳等に支えられていたとみられるが、この米の余剰は不作の慶応三年を除いて七、八俵であり、これが販売されたのであろう。飯米はやや多いと思われるが、明治八年には奉公人二名を含んで労働力九名、家族十三名という世帯であれば肯けることである。このような家族をかかえて、水田面積は一町四反歩と推定されるから、他の商品作物のために雇傭された奉公人を除けば、一町二反位で余剰が出ると思われる。ともかく、かかる農家が余剰があれば販売し、不足であれば慶応三年のように六、七俵を買入れるといった形で米市場を作っていたのである。

(一二) 「東村山郡史」統篇卷一、二四—二五頁。

(一三) 「同右」卷二、一五五頁。

(一四) 「同右」卷五、九七頁。

(一五) 「山形経済志料」第六集、六三—六四頁。

(一六) 水野家文書「神谷四方之助差出」（東京都立大学図書館所蔵）。

(一七) 同右文書「文久四年中元私御勘定帳」「慶応丙寅年財司封事」（同大学所蔵）。なお、慶応庚のものには仙台より買

入れ払出したものは除くようにした。

(一八) 同右文書、例えば「廻米送金之儀ニ付申上」「川下ヶ米之儀ニ付申上」等に見える。

(一九) 今田信一氏所蔵本木林兵衛家「弘化五年仕入帳」。

(二〇) 西村山郡谷地町鈴木家文書「諸式賞帳」（弘化五年）。

(二一) 西村山郡川土居村入間清右衛門文書「願文控」の綴。

(二二) (二三) 長井政太郎氏「近世における地主の發達」（山形大学紀要一の四、四四〇頁）。

(二四) 今田氏前掲「農業経営の停滞」、九一—九七頁参照。

二 幕末期の地主経済と市場関係

1 村落支配者の市場統制

前節では、地主制成立の基盤をなすと考えた商品経済、それも商品経済一般ではなく独立自営化しつつある農民層の小商品生産の発展を捉え、なかでも商品市場、労働力市場における局地的市場圏の形成をみようとして、蕪雑な考察をしてきたのであるが、本節では、この展開が、絶えず農民層を分解しつつあるとはいえ、他方では持続的な地主制を作っている構造に接近しようとするものである。前節の積極的な評価に対して、ここではいわば消極的な面がとりあげられるが、それでもその観点は古きそれ自体ではなく、発展を阻止するものとしての条件を考察し、これを地主的な再編成・支配のなかに求めようとするものである。

まず前節を受けて市場関係からみてゆく。江戸中期までは領主・代官による流通制限が屢々出されたのであるが、これは領主的貨幣経済の維持すなわち領主と連繫する特権商人の市場の確保であった。だからそれは荷役銭の規定、輸送路の決定、宿駅の保護等に表われ、このような立場からの抜荷禁止であり、株仲間の商品流通の基礎を形作るものであった。しかし、前節で述べた

ような明和・安永期以降の商品生産の発展は、かかる諸特権を持たない、そしてそれを排除せんとする農村内部の商人層を擡頭させ、同時に漸次的とはいえ、分化して行く下層に困窮農民層が増大し、これは次第に「余業」を行う者を作り出した。土地を離れて商人として小商いの放浪をする者、農事以外の奉公を求めて流出する者、そして農村内部には絶えず流動する日雇層が形成されつつあったことは、すでに述べた通りである。不完全とはいえ脱農化しつつあるかかる貧窮農民の増大は、直接的に封建貢租維持を困難にし領主財政を危機に追い込んでいった。そこでは、すでに弱体化しつつある領主権力には、貧困化する農民層を土地に緊縛して再生産の維持を図ることは不可能になっていたのである。

封建的担税農民の維持は土地への緊縛は、いわば分化・分解の抑止であり、能うる限りでの自給経済の維持であった。それゆえ、後期の流通制限が主食の確保を主眼とし、その上で、特権市場維持のための「国産物」保護をとったことは当然であった。しかしながら、商品流通の担い手は単に旧来の特権商人のみではなく、広範に成立しつつあった農村の商人である。この統制こそが領主、代官の最大の課題となるのである。領主による備荒貯穀政策は強化されると同時に、主食の移出禁止が政策の正面に押し出されたのである。しかしこれは次ぎのような形態をとって表われた。

その初見は天明元年（一七八一）の「村山郡御料所五ヶ分議定事」である。

「一去子年村山郡一統凶作ニ付当丑之夏中々米穀不足ニ而売買

差支最上一同物騒敷……買夫食之者ハ取統兼及飢候駄之者多分有之……依之小作人共々ハ地主江相願容赦引方等ニ而……当丑年存之外凶作逢且又御取々内石代上納之願相済兼不残江戸大坂御廻米糶被仰付候ハ、來寅年之儀ハ当丑年々尙々夫食不足いたし何様成變事出来可致難計差当り夫食取統之ゆるみニ相成べき手毀無之……石駄之者共救之為此度五ヶ分総代寄合相談評議之上銘々郡中総村名主中江も申談米十月一ヶ月新酒濁酒共ニ酒造相休……又一ヶ月も酒禿買差留候ハ、旁以宜敷方ニも可有之旨……」

こうして酒造酒禿買を禁じたのである。これは長禰以下五幕領代官所附の総代名主の連署であるが、領主によつたものでない点に問題がある。これは翌二年には幕領だけでなく「郡中寄合」として拡大され「冬中酒造不相仕候積」と定められた。この酒造が領主側の禁令として出されるのは四年後の天明六年の幕令であり、これは酒造高を半減している。村山郡において総代名主の方が先に出たことは、一方ではこの地方の米穀流通の著しさを示すが、他方その基礎が何であつたかという問題を投げかける。これは江戸時代における村役人の本質を端的に表わしている。すなわち、村落の直接的な支配者であり、村落共同体的規制をふまえて農民層を従属させる共同体首長としての村役人は、ここで自らの経営の内部にも起りつつある、新しい支配ノ前期的商人資本への上昇・端的には酒造業を抑えて他の面で領主と連繫するのである。これらの総代名主は米価騰貴に伴う幕領の廻米制強化をバックアップして、石代金納から米納への逆転を助けている。そしてその

基礎こそ共同体的ヒエラルキーの頂点に立つ者としての支配力であつた。この支配力は当然のことながら領主権力にも支えられている。そこにはなお妥協があつた。それは領主の関心は主として米だけに限定され、その他の産物についてはさしたる制約を設けなかつた点にもみえる。

すなわち、三年夏には、「此節々來辰之秋中迄必至と新酒造差留且又米穀大麦粟蕎麥稗等之儀ハ一切酒田漕へ差下し不申様川留致度」といながら「尤大豆小豆小麦等之儀も夫食之足にも相成候ニ付差留置申度候得共左候事ハ上納金相償可申様無之差支之義ニ付無挾此三品ハ他所へ売払候積ニ致候」と米に次いで商品化している大小豆小麦を別に扱っている。このことは更に具体的に次の規則で縛られる。この年の十一月には劃期的な、後年まで規範として残つた穀類他郡他郡出差留を含んだ郡中議定が開かれた。その前半は大箇条にわたつて酒造禁止の取締りを設け、後半は「穀物其外食物ニ可相成品々口留」に関する三箇条よりなつている。ここでは夏に定められた川下げだけではなく、村山郡に入る各陸路八カ所に口留番所がおかれることとなり、この番人給金その他の経費三十一兩二分を郡中高割で負担している。口留番所を通る際、

「右八ヶ所之越口相通口大豆小豆之儀者買請取村方之名主方其越口宛之所之切手書付取之越口番所へ指出版を請相通可申候……尤米穀は勿論粟稗蕎麥大麦小麦麸禿給おこし温餽素麩菓子之類一切相通間鎖候」

という規定があり穀物では大小豆のみが認められただけである。このことは比較的自由な市場を作り得る陸路についても制限を設け、他国他郡出しを認められた大小豆についても、村役人の監視の下に特権市場化せんとする反動性を示しているのである。勿論酒田湊へ最上川を下る船については「通船諸荷物改番所」を建てて取締っている。

天明元年から始まり同三年に至って確立したこれらの議定は、直接的には夫食米の確保であるが、同時にそれは自由な市場、自由な輸送路の圧迫となっていた。このように形成されつつあった農村の市場を閉じ、部分的には特権市場に切り換え、そのことによって封建貢租生産を安定せんとした者は、郡中総代すなわち四幕領一預所六藩領一知行所毎に置かれていた大庄屋・総代名主十七名であった。この郡中総代は、いうまでもなく直接的に領主と連繋する村役人最上層であり、藤田五郎氏が南山一揆で分析された郷頭にほぼ対比し得るものである。大庄屋層は名主連合を基礎としつつ、より特権的色彩を強く有する。この層といえども後には領主との矛盾を露呈するが、この段階では領主の弱体化した権力を直接的にバックアップし、同時に、かかる村役人的支配を弱体化させつつ上昇する農村商人層、及び商品流通の果実を自らも獲得せんとして対応しつつあった他ならぬ村役人層（名主層）自体を縛りつけ、農村に封建的共同体の分解を抑制しようとしたものである。

主穀統制が自給体制のともかくの維持であるとしても、単純な

る自給経済への逆転ではない。それは郡中内部での主穀流通を抑えるものではなく、そこまでに展開していた主穀流通を認めたと上で、外部、いわば自由なる国内市場としての拡大を制約し、名主・大庄屋によって特権的に把握せんとしたものである。しかし郡内部の流通は当然のことながら、早くも前期的資本に転化しつつあった在郷間屋層の買占めと、仲買・小商いによる自由な市場との対抗を生じつつあった。この現われは前節にも述べた享和の村山一揆であり、米七千俵買占めを攻撃して蜂起した小前百姓の闘いであった。この最大の目標となった渋江の阿部幸八は紅花七〇八駄を質に取るような高利貸でもあったが、この米の買占めの張本人といわれたことによって打毀された。

天明三年の議定は酒造禁令と他郡出禁令であったが、同五年の幕領の人返し令とともに、五年後の寛政二年（一七九〇）の郡中議定は日備貨銀の統制を行うにいたった。主穀・日備に関するこうした統制は、その後の郡中議定の中心の問題であり、天保七年（一八三六）まで続く。天保七年のものは詳細を極め、他郡出しの取締りとともに他郡から入込む商人の「買集手先或は取次口入いたす」ことを禁じ、天明の八カ所の口留番所が二十一カ所に増加していかに抜荷が多かったかを想わせるのである。そして「相互ニ難波致候ニ付以來一村限り或ハ模寄村方眼等之米穀留ハ決而不致都而一郡米穀融通いたし」といって、郡内の分業を条文中で認めざるを得なくなっているのである。これとともに、紅花種、油絞取小物の他郡出しをも差留め国産としての独占的生産を維持し

ようとしてゐる。ここでの主要な関心は「他郡」出しであつて、「他国」出しではなくなつてゐる。

しかし郡中議定は、突然天保七年を最後として中断される。再び二十四年後万延元年（一八六〇）に現われたときは、「公事出入取統等出来且無宿悪覚共徘徊致村々難波ニ付」という理由で招集され、嘗ての厳しい統制はみることができず、産物移出は三十四カ所の口留を作つたが「近年猥リニ相成」として再確認する程度である。この二十四年間の空白の後にできた議定は、かつての仕法を情性的に受けとめてゐるようである。

この間の事情は、ほかならぬ大庄屋層の変質とともに、郡中の狭い市場を乗り越えようとする圧倒的な商品市場の存在を思わせる。自らの経営のなかにある商人的機能とこの流通取締りとの矛盾が、この空白期を作つたのであろう。したがつて幕府の株仲間解散に先立つこと六年（天保七年）、その再興に遅れること九年（万延元年）で郡中支配者による市場統制が再編成されるのである。その再編過程のなかに、大庄屋を始めとし、在郷問屋・商業兼當の地主の性格変化、地主制としての確立過程、商品生産への対応形態の完成を想定するのである。

- (一) 「西村山郡史」巻五、一五一—一九頁。
- (二) 「東村山郡史」巻三、二四三頁。
- (三) 「山形県史」巻三、一七一頁。
- (四) 「東村山郡史」巻三、二五〇—二五一頁。
- (五) 「同右書」巻三、二五三—二五七頁。

- (六) 「同右書」巻三、二六〇頁。
- (七) 「同右書」巻四、一五頁。

「今般村山郡御料御私領ニ統艘渡之趣、大工日備金志歩ニ十一日 屋根葺目備金志歩ニ十二日 並人足日備かけはなし百文ツツ但作立方秋中迄」（「日備案例」と対比せよ）。

- (八) 「同右書」巻四、二七一—二七八頁。
- (九) 「山形県史」巻四、三四七—六一頁。

2 農民層分解の度合と市場圏の限界

村役人層を中心とする市場統制の面から、上のような天保期の転換を認め得たのであるが、前稿においては地主的土地集積の進行し始める劃期を文政・天保期とみた。勿論後年に至つて大地主化するものは、文政期以前にも著しい石高を所有したものがあるが（例、前稿の半沢家）、その集積のテンポはこの劃期より加速度的に速まると考えたのである。

そこで、この期以前の農民層の分化を持高数からみよう。前にも出した西郡新田村は、寒河江川に沿ひ平野部のなかにある紅花産地であるが、村高は、当村百姓持千三百七十石、入作百二十一石、無地高二百三石であり、田約三十四町歩、畑約五十三町歩であった。石高と面積を比較して「石盛」が著しく高いことに気づく。この理由は必ずしも明瞭でないが、以下適宜補正値を括弧で示しておく。

この村の文化十三年（一八一六）の階層は第八表の通りである。

第八表 文化一三年新田村階層・三〇石以上所有者名

所有高階層	人数	備考	氏名	所有高
無・高	一	内医師一人	庄次郎	三〇石
〇―五石	二	内租頭一人	市郎兵衛	三〇石
五―一〇石	一五		孫十郎	三〇石
一〇―一五石	一八		名主	三〇石
一五―二〇石	一七		久助	三〇石
二〇―二五石	一七	内名主・租頭各一人	義右衛門	三〇石
二五―三〇石	六	内名主一人	吉平	三〇石
三〇石以上	二	内百姓代一人	平作	三〇石

註 前掲「西根村史談」一二七―一二八頁による。

これで見れば、十石乃至三十石のいわば中農層への集中が著しく、五十石以上或いは五十石以下という両極は極めて少い。同時に三十八%強の無高の存在が目につく。すなわち、高持だけについていえば分解は著しく低く、その平均石高は十七石八斗(二十二石)で、十石(七石)乃至三十石(二十石)の中農に六十八%が集中している。さらにもう一つ注意すべきことは、この段階では必ずしも村役人の石高が大きくないことである。文化期の名主五郎右衛門、五右衛門は、いずれも宝暦以降名主になったもので、その交替は、五郎右衛門↓五右衛門↓伊右衛門↓市郎兵衛と移っている。上の表には伊右衛門が表われないが(第八表の下欄)、石高と名主の推移は興味ある問題を示す。特に市郎兵衛は最高の石高所有者で

あり、前名主三人が公平姓を名乗るのに対し、高橋姓であつてい
れば新興土地所有者として上昇したとみられる。以上のごとく文
化期の階層表における特徴は、無高層の比率の大きさ、高持百姓
における中農平準の状態、新土地所有者による名主交替が挙げら
れる。この分化の状態を、前節来みてきた紅花生産、諸商品市場、
日傭層の形成と併せて考えれば、ほゞ次のようにいえよう。
高持層の分化が低いことは、単に分解の遅れではなく、むしろ
商品生産に乗って発展しつつある姿とみられる。それは、広範な
無高層の存在と関連する。紅花生産に端的にあらわれた商品生
産、そして富農中農に雇傭される夥しい日傭の流れは、発展しつ
つある中農層と日傭に出ざるを得ない無高層との関係を示すので
あろう。勿論、これらの無高層は、完全に族团的結合から自由な
のではなく、江戸前期における名子解放にみられる従属家の漸次
的独立(但し近世初頭においてこれが一斉的に行われたとは考え
ない)が、後半期に入つて、一方では富農級を先頭とする商品生
産とその販売で主家の経済力をより強め、他方従属家は主家その
他に出る日傭の可能性、余業の存在から無高の小作人として分出
するに至つたものであろうから、そこには小作人として依然とし
て主家に隷属する関係、或いは主家を通して他の土地所有者の小
作人となる関係を持つていたと思われる。無高層は、この面では
族团的結合の下部を構成しつつも、他の面で日傭となりこの結合
を次第に弱める方向に働いたのであろう。前節で述べたように、
日傭の交流は、直接的支配の強い村内で発生するよりも、労働方

の需要によって大きく流動することから始まり、この村外への出稼ぎが内部に持ち込まれて、家として隷属関係を残しつつも、形式的には日備・賃とり形態をとるに至ったと思われる。逆に富農・中農からみても、自己の商品生産・自ら獲ちとりつつある貨幣経済が、従属家との関係を形式化していくことになったのである。このことは江戸中期以降の村議定等に屢々みられる本百姓と水呑との差別が、本来的な家関係による支配―従属の弱まりを再編するために、法制的に村の階層として固定せんとした表われであることを考えれば首肯し得るであらう。それは共同体の強化といっても良いが、小族団としての崩壊過程であり、共同体の本来的基礎を弱めるものであるから、共同体の強固さとは全く異なる。

第九表 新田村地主名

氏名	明治八年立附米	文化一三年石高	備考
国井七右衛門	四〇三・三・二・一	二五・五・一・五	名主
公平五郎右衛門	二四三・〇・七・一	二二・八・七・八	名主
鈴木庄治郎	一七一・一・六・八	六〇・五・二・一	名主
公平五郎左衛門	一六七・〇・三・四	三三・五・三・七	名主
高橋市郎兵衛	一二九・〇・八・二	六〇・五・二・一	名主
公平四藏	一一二・〇・三・八	?	?
公平伊左衛門	一〇二・三・三・五	?	名主

註 「明治八年区々村々立附米百俵以上所有人名録」による。

文化期の新田村が示す様相はこのようなものであった。

しかしまた、これは大商人地主が先駆的に発生した諸村の階層分化とはやや異なるであらう。この村のそれ以降の分化は不明であるが、明治八年の立附米調査を表示すれば上表の通りである（第九表）。これと文化期の大石高所有者と比較すれば、前記の名主層四名はいずれも入り、文化期の順位は著しく変動している。なかでも最高の七右衛門は商業を兼営することで一躍上昇したが、これと同じような例は円藏の場合にも考えられる。これに対比して文化期の最高所有者市郎兵衛、庄治郎のテンポは早くない。石高にして百石前後と考えられる、ここで問題となるのは文化期の両名主が、文化期には他の農民に追いつかれながら幕末明治期には再び先頭集団に立ち戻っていることである。勿論両名とも宝暦以降の比較的新しい名主であるから、村役人としての古い系譜は問題にならない。しかし、商品生産の必然的にひき起す階層分化に際して、名主として持ち得た特権的地位が、この期に至って有利に働き得たことは想像し得るであらう。これはちょうど市場統制に関する大庄屋層の再編が、万延元年に至って始められたことに対比し得よう。しかしこの程度の土地集積では五町歩乃至十町歩の貸付地に過ぎず、典型的な地主的土地集積とはみなし難い点もある。ここでは庄治郎の著しい発展が問題とならう。もっとも新田村内にはさしたる地主もないが、寒河江町或いは川一つ隔てて隣接する溝延、三泉両村には、明治八年に立附米五百俵以上の地主が十人近くあるから、こうした村外の地主に集積された土

第一〇表 青柳清兵衛家土地所有状況

年次	所有高	年次	所有高
正徳二年(一七二二)	五・二六六 ^石	天保五年(一八三四)	一一六・七三三 ^石
宝暦二年(一七五三)	五・五七四	弘化三年(一八四〇)	一一〇・六八二
天明二年(一八二二)	六・六四〇	嘉永三年(一八五〇)	一四九・三五四
享和三年(一八三三)	七・八五九	安政三年(一八五二)	一五七・八六六
文化三年(一八一五)	八・一五五	慶応元年(一八六五)	一六一・五五六
文政三年(一八二二)	一〇・四七七	明治八年(一八七五)	立附米二、〇四三俵

註 前掲「天童の生いたち」一四七頁による。

地も多いのである。大地主の土地集積状況をみるため、一例として久野本村の青柳清兵衛家を挙げる(第一〇表)。

これでわかるように文化末年以降は著しく急速である。青柳家は正徳二年三町七畝歩の田畑を有し名主であったが、その後やはり交替し、自らは酒造、紅花問屋として活躍した地主である。この土地集積で奇異に感ずるのは、豊成から明治への飛躍が余りに大きいことで、これは高抜き質地的結果と考えざるを得ず、そうすれば集積の実態は不明となる。しかし、明治の二千俵の小作料は大地主の態様をすでに示しており、これは専ら商業・高利貸に基いたことは疑えない。一般にこの地方の大地主は商業(しかもほとんど紅花を扱う)・酒造・高利貸を営んでいる。それだけの商品流通の上に成立し、それだけの市場を持たなければならなかったのである。郡中随一の半沢家にしても綿と紅花が主であり、

紅花は移出、綿は移入であった。地主は、本来かかる前期資本的機能を必要とした。この商品流通の基礎には、商品販売者として立ち現われ、そのことによって零細農を雇傭し、これを商品経済にまきこんで日用品の購入者としていく中農層が存在した。

前項にみた郡中議定は、地主のこの商人的機能を抑制するものであった。そして激しい名主交替のなかで、かつての中世土豪的色彩は漸次薄れ、地主的土地所有者が名主となるに及んで(同時に旧名主のこれへの対応がある)、この制限を事実上廃止せざるを得なくなったのである。この復活し特権的他国向市場の維持はこの割期に地主自らが、名主として特権化を完成していったことを示している。地主は生産力的性格を持ちながらも、もはやそれは、特権市場或いは前期的・特権的・商人資本に対抗することを一時的にもせよ止めるのである。地主自体がブルジョアの経済に立脚する面と前期的資本の面とを有しているのである。

例えば西郡北口の鈴木庄蔵家は、弘化五年(一八四八)に三蔵外十九名から紅花二百三十八貫五百六十目代金二十七兩三分と銭二百九十七文を買集め(このうち手作り地から生産した二十四貫が入っている)、干花にして五十二袋代金三十一兩三分二朱銭百四十三文で埴岡の伊藤仁八に残らず売っている。同家の家族数は不明だが、傭人は次表のようである(第一一表)。これでみれば当然のことながら質物奉公の居消費金が最も廉く、日雇として二百七十日來ている吉蔵が三兩強で最も条件が良い。このことは質物奉公の漸減とともに、地主の雇傭も賃労働の形態をとることがわ

第一一表 弘化五年鈴木家奉公人

氏名	居	村	奉公別	金額	期間	備考
彌助	寒河江内桶	質物奉公	居消	三歩二朱	一年	四季肥料共に借金五兩
五兵衛	寒河江	給金奉公	給金	二兩三歩二朱	一年	
久藏	北口村	給金奉公	給金	二兩	一年	
仁助	うさみ小路	給金奉公	給金	一兩二歩	半年	
おとみ内の		給金奉公	給金	一兩	一年	他に衣裳
吉藏内の		日	屑	錢 二貫三文三七日		金で三兩と一七文

註 同家文書「諸式覚帳」による。

かる。質物奉公の彌助には四季施金がつき、女子給金奉公のおとみには衣裳があるが、他は給金のみですっきりした形に近づいてきている。さらに小作料として入った大豆は、米沢村の庄兵衛に七回に亘って三十六俵、松橋村の豆腐屋に二回で二十二俵、米沢村の善藏二十一俵が大口であり、あとは五十七俵を十七名程（氏名判明しないもの有り）に売り、最少は一俵からある。このように、小作料の大豆を一括して商人に売ることなく、自分で村内始め八カ村のものに売っているのである。米の販売は、鈴木家自身が酒屋を営んでいるため量は多くないが、五人に十三俵を売っており、このうちの二人は大豆を買った家であるから、小商人と思われる。こうした僅かな米や大豆が、地主と近隣の村の小さな消費市場の間を結んで流通するのである。しかし、他面この余りに

も零細な米大豆（もつとも大豆はかなり多い）の販売のみで鈴木家の経営は成り立つものではなかった。一つは酒造であり、他は高利貸である。酒造の量は決して多いものではなく、この年暮から翌年正月にかけて仕込んだのは、出来上り蔵出新酒で六十一石、但しこの販売は不明である。貸付はこの一年間に、溝延村平重郎の五拾兩を最高として、三百五拾九兩二朱であり、大豆百三十六俵の払代金三十一兩一分二朱に比較すれば格段の差がある。このことは、貨幣経済の一般的な成立にもかかわらず、なお資本として投下し得る面は未成熟であり、僅かに紅花加工を行うものの、酒造は小作米を主として行うのであるから、蓄積された貨幣は専ら貸付へ向けられたのである。勿論このことは土地購入を意味し急速に地主化していった。鈴木家はついに問屋を兼営はしなかったが、貨幣が商業に向けられた場合は、前にみた本木家に示される。本木家は弘化期には広範な直接生産者層から干花を買集めておるが、青亭仕入ではむしろ仲買から買う方が多く、さらに小豆では百俵二百俵と買うのをみれば単なる仲買から買うのではなく、これが船で川下げされるのであるから、自ら荷主として他国へ出していることがわかる。地元物産のこのような買集めとともに、京都・大坂等の問屋から古手を大量に購入している。布地類は地物仕入もあるがこれは微々たる量に過ぎない。こうした地主の貨幣経済をみれば、そこには新しい市場関係が生じつつも、それのみに依拠し得ないものがあつたといわなければならぬ。だからこそそれは特権市場にも入り込むことになり、そのなかで貸

幣としての定在を増大させつつあったのである。

- (一) 以下の史料は前提「西根村史談」に拠る(特に二六—三三頁)。

(二) 村山地方の石盛りは上田で三十二乃至二十八までの間に分布する。上畑は十乃至九である。これは当然穀と考えるのが妥当であるが、幕領代官の幕府に対する伺いで「羽刃之儀一統石盛三拾式方斗代御座候得共御取箇東一之見合ニ而八厘附式つ前後にて鈞合可申所多分四つ五つの厘附ニ而甚高免相見候ニ付私初而廻村仕候節方土地広狭等之様子検地廻心等迄心を附見合候得共地面差而相替候儀も無之……」(「東村山郡史」巻三、一一二—一三頁)とありいささか疑問が残る。ここでは年貢割附、皆済目録等から補正する。すなわち一例を挙げれば

「田方 高百九拾八石四斗三升三合 本免
此取米四拾七石五斗七升式合
畑方 高式拾四石式斗三升八合
此取米拾四石九斗七升九合 去申同」

〔「西村山郡史」巻七、五〇頁〕

となつてゐるから、田に比し畑の取箇が極めて高いことがわかる。盛を考へても背けるところがあるので、田の高を半減して盛十五前後に引き合せ、畑はそのままの高として計算した。したがつてこの村の高と田畑の面積では、平均して三分の二に切下げることになつた。

- (三) この点の中村吉治氏が、構造的に把えて水谷層の分出を説明されておる。これは共同体の分化過程であるとともに、

封建貢租体系の変質のなかで把えるものである。詳しくは同氏「日本社会史」二九二—九七頁参照のこと。

- (四) 「明治八年山形県管轄羽前国村山郡区々村々立附米百俵以上所有人名録」による。今田氏より借覽。

(五) 丸山茂氏「天童の生いたち」、一四七頁。

(六) 鈴木家文書「諸式万覚帳」による。今田氏より借覽。

(七) 本木家文書「弘化五年仕入帳」による。

3 幕末期における地主の性格

最後に天保以降における地主の性格に触れておこう。前稿と同様ここでも指摘に止まらざるを得ないが、前稿では藩権力との關係をみながら、対抗と連繫との二面を考えた。この面は今も變らないが、上に述べてきたことから、本来地主は、藩権力、のみならず封建権力を否定する、分業に基く農民的商品経済・国内市場への指向を前提として成立するものであり、同時にその貨幣蓄積が、全部は農民的商品経済或いは資本制生産に投資し得ないような、發展段階において土地集積を行うものと考えられる。したがつてそれは封建権力のすべてを否定し得るものではないが、この段階においては藩権力を否定する物的基礎を作り上げていた。その最大の表われは封建地代の分け前としての小作料をとることであつて、それは地主の機能としての、一部分的には自らが持つ小ブルジョアの生産或いは自由な市場の担い手としての、性格によ

つて、農民を分解しつつ、ますます商品経済を深めていったことに基いていた。「民富」の形成、中農層の發展、日傭層の分出は、次第に農民大衆の貧窮化として表われてきた。この貧窮化は逆に地主的土地集積を進行させ、次ぎの産業資本への転化のために必要な貨幣定在をもたらしした。同時にそれは地主・小作制の確立に進み、日本資本主義の一つの基礎を作るのである。

幕末におけるこの地方の経済的変動は、まず開港から始る。開港は、中国及び印度産の紅花を低廉に輸入することになり、同時に天然染料のみならず無機有機顔料の輸入を増大し、このため村山の紅花は急速に衰微していった。南郡はこの傾向が著しく早かったが、例えば、一是も嘉永度安政のはじめ頃迄にて遂に紅花はすたれ養蚕追々繁昌して諸勘定仕払等は皆蚕に負せる事となりしなり」といわれるほどであった。こうした特産物第一の紅花が漸次減少することは、それによつてすでに深く貨幣経済に入つていた農民層を、突然窮乏に追いやるものであった。村山地方においては、紅花の代替作物として桑、茶、果樹が表われはじめた。桑、煙草、青茅は山間部では早くから入つていたが、特に養蚕は生糸市場の拡大とともに急速に展開し、幕末に横浜市場との取引が盛んであり、製糸業の展開をみている。例えば、西郡吉川村の地主笹嶋長左衛門は、沼山村の荒木健治と図り、近村に散在した共同作業場（水車利用）を有する資本制的家内工業を組織しつつ、明治末年にはこれを釜数六百を有する工場に結集し、なおその周囲に千数百釜の家内工業をも抱えるに至つた。この過程は別に報

告したいが、地主が商業のみならず他の産業に入つていく過程は、明治前期には屢々みられるところである。

資本主義の發展は、どこにおいても、祝福された農民層の単なる上昇ではなく、「血と汗を滴らせつつ」現われる。民富の形成を前提として小商品生産に展開する農民の發展の上に、まさにその商品経済によつて農民層を分解させつつ、地主が登場していったのである。その過程において地主は封建権力と妥協していた。前稿ではこのあらわれを地主の農民救済事業にみたのであるが、担税農民の維持はもはや領主財政の危機のなかでは行い得ない。幕末水野藩の収入は、三万四千兩のうち、一万三千兩を借り入れなければならなかつたほどであり、幕領についても同様であった。ここでは地主は、直接的身分的關係によつてより封建的な保護・恩恵を与えるよりも、封建的恩恵の粉黛を纏いつつ、安売米という形で自らの商人的機能を示しているのである。

もはや個別的な家關係に限らない（それが消滅したのではない。また重層的には地主が外側に立つた場合でも、その下の層以下には残存していた）地主の関心、すなわち自己の市場及び小作になり得べき農民層への関心が生じているといえよう。この表われは地主組合の結成となる。例えば文久元年（一八六一）谷地附近の地主十六名によつて泰平譚が作られたが、その議定の前文は、

「……近年異國御交易御開港以來穀物而已ならず諸品高直ニ相成就中米仙引上買食之貧民及難渡候去申所々方々え大勢密集作物不相当之小作毛見を手強ニ地主え願込候上徒党々間敷義有之候

哉ニ相聞不容易義ニ付向後為取締当地郷村々身元者今般一同相談之上儀約左之通」

として検見率の一定等を定めている。この議定の実際の適用としては、例えば慶応三年に

「当寅田方不同ニ付見分之上上中下三段ニ見立上毛を無検見中毛五分下を菅割引いたし可申」とある。

これら地主の明治八年の小作米調をみればいずれも大地主に属する。地主組合としてはかなり初期の組織であるが、これが村内ではどのような動きをしたかにはふれておきたい。前出工藤八之助家は明治四年米沢村協救社の社正となるが、この協救社の組織は、別稿においてみた宮城東南郷村の大柳同志社或いは発表はしていないが同村練牛の蟹童社等に現われる「部落」としての性格をみせている。協救社には十一冊の帳簿があり、それは「金穀貸渡帳」その他であるが、なかで注目すべきものは「資本貸渡帳」・「器械仕入帳」・「産物元手器買上帳」・「産物売払帳」等である。これらは「社中ニ金穀ヲ寄附・出資セルモノ」を元手とし、「職業ニ寄入用ノ器械ハ兼而調査希望ノモノヘ貸ス」ため、或いは共同販売組織のために作られたものであつて、主として工藤八之助等「有福ノ者」の金穀寄附によつて殖産興業を行つていたのである。勿論これが個々の農民の手元において行い得ないところに、ブルジョアの発展の未成熟があるが、地主の指導によつて維新政府に先駆ける姿があるのである。県の「勸農布達」は翌明治五年に、

「秋ニ山野ヲ開墾スルハ申迄無之従来田畑作付之地たり共可相成桑茶之類植立可申右植立方精々行届候上ニハ猶其製造方ヲモ致伝習益々精良ニ至り候ハ、拾年之内ハ必定莫大之利益生事……尤田畑勝手作之儀ニ付而ハ大蔵省ヨリ其度々御布告ニ相成候得共兎角旧習ニ泥ミ居候故物産仕立方追々手遅レニ相成一ヶ年遅レ候得ハ一ヶ年丈損失ニ而益困之元ニ落入候次第ニ付当年方一同方ヲ尽シ田畑迄モ桑茶之類精々植立手配致……」

といつているが、地主の指導もまた、明治政府のこの奮勇に充分追いついていたといわなければならぬ。それは特に養蚕・製糸について多くの資料が示しているところである。

(一) 大阪絵具商工同業組合編「絵具染料商工史」、八四二頁以下。

(二) 「上ノ山町史」、一一九頁。

(三) これは吉田寛一氏を中心とする西村山郡川土居村におけるわれわれの調査に拠る。資料は川土居村役場の「勸業綴」及び笹島氏所蔵「羽前社関係資料」による。

(四) 「泰平講議定之事」、今田信一氏より借覽。

(五) 東北大学「農学研究所叢報」六巻四号拙稿参照。なお、すぐれて「明治期的な一部落のとらえかたをみられたい。

(六) 以下の資料は寒河江町史編纂委員会所蔵「協救社関係資料」による。

(七) 今田氏「紅花史料」、二六八―二六九頁。

(一九五五・四・三〇稿)

あとがき

— 追 記 —

本稿（一九五五・四）での課題は、前稿（一九五四・五）で果せなかつた問題を掘り下げることにあつたが、調査不充分なるため、再び前稿の視点に立つて市場關係を整理してみた。しかし、その後ほぼ一年の間に、「寄生地主制」に関する学界の論点も明確になり、また私自身も、とくに商品流通が農民諸層に及ぼす、具体的な役割りについての見解を固め得たので、ここに補足したい幾つかの点が生じた。それらの点をここで述べるわけにはいかないが、一部は、私たちの共同研究「村落構造の史的分析」（若手県煙山村調査）の担当部分で述べておいた。

本稿は、その最初に述べたとおり、基動Ⅱ商品生産の展開と所産Ⅱ地主制的支配との、いわば両端から、地主制形成の過程をみようとしたのであるが、そのため、もつとも重要な農民層の分解についての論旨が著しく不明確となつた。分解とはいいいながら、それは直ちに両極分解を示したのではなく、地主小作關係へと分解したのであるが、その前提として、一定層における民富の形成、農民層一般の發展を想定することが必要である。商品経済が封建社会の農民層を分解する第一歩は、中農層の上下への分解のみで

はなく、むしろ小族団の解体・従属農民の上昇をまずひき起す。上昇とはいつても、それは土地所有を獲得するとは限らない。農民が商品を購入すること、それを使用することが、別な問題であつたのが、それが次第に一致する過程である。農民層は、地主へ上昇する階層、あるいは中農上層の生産力發展に動かされて、まず経営の自立化を強め、村落共同体の支配従属關係を稀薄にしつつ、自ら商品経済に接触するに至る。こうした商品経済の滲透は、国内市場の深さを作り出すものであつて、本家オヤカタ層が、古くから把握していた商品経済を、広範な直接生産者層までひき下すものであつた。したがつて、範疇として立てられた「局地的市場圏」を具体的に吟味するに當つて、単に、村内あるいは地域内の商品流通の存在（それがいわゆる「労働力再生産に必要な商品」であつても）だけを問題とした従来の実証方法では、共同体の解体を立証し得ない。そこでは農民諸層の商品経済、とくに、主家と従属家との關係、村落支配者と一般農民層との關係のなかで、商品生産及び商品流通の機構がどう変化したがが問題となるのである。

農民層の分解は、ここから出発する。本稿においても触れた水呑の形成および、地主制の形成もこうした一連の分解の過程であり、それは、發展する中農層の上下への分解だけではなく、共同体の漸次的解体に伴う、新たな階級關係の表示なのである。

こうした点は、稿を改めて詳細に論じたいと思う。